

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第1回かわちながの森林プラン推進協議会
2 開催日時	令和8年7月30日(木) 午前10時から午前11時30分まで
3 開催場所	河内長野市役所 5階会議室
4 会議の概要	・令和7年度かわちながの森林プラン実行プランの実績報告 ・令和8年度のかわちながの森林プラン実行プランについて ・第3期かわちながの森林プラン案について ・意見交換
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 都市環境安全局 地域資源循環部 自然資本活用課(内線551)
8 その他	

* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和8年度第1回かわちながの森林プラン推進協議会 会議録

【会議名称】 第1回かわちながの森林プラン推進協議会
【開催日時】 令和8年7月30日（木）午前10時から午前11時30分まで
【開催場所】 河内長野市役所 5階会議室
【出席者】 委員7名、事務局

【会議内容】

1. 開会

委員7名が出席し、設置条例第6条第2項「委員の半数以上が出席」に基づき、会議を開会した。

事務局より開会挨拶。

2. 議事

（案件1 令和7年度かわちながの森林プラン実行プランの実績報告）

事務局より資料に沿って、森林経営管理制度の進捗や森林ESD授業の実績など実行プランの実績報告を行った。

A委員：目標値が達成していない項目はどのように今後取り組むのか。

事務局：第3期では現状を踏まえた目標値を設定し、より良い施策の実現につなげていきたい。

B委員：達成度が100%を超えている項目があるが、表では100%と表記されている。実績に基づいた数値を入れるべきではないか。

事務局：100%を超える部分も含め、第3期では実態に合った目標値の設定を行う。

（案件2 令和8年度かわちながの森林プラン実行プランについて）

事務局より資料に沿って、森林経営管理制度の進め方や森林ESD授業などの実行プランの年間スケジュールについて説明を行った。

（委員からの意見なし）

（案件3 第3期かわちながの森林プラン案について）

事務局より資料に沿って、第3期かわちながの森林プラン案の説明を行った。

A委員：プラン案の表にある説明書きの部分は、追記すべきである。

事務局：ご指摘の追記及びその他の記載内容についても確認する。

B委員：プラン案に掲載されている林道の図面が見にくくなっている。

事務局：より見やすい図面に修正する。

3. 意見交換

C委員：大阪府産材認証制度が変更されるが、内容の確認を進めたい。また、河内長野市の木材利用の取組みが他自治体にも広がるようPRしていきたい。

事務局：市としては大阪府の制度に沿って取り組んでいきたい。木材の流通のあり方が新しい制度に順応できるよう、改めて議論したい。

D委員：人材育成では、森林所有者だけでなく林業事業体の持続的な経営につながる取り組みを期待したい。

事務局：第3期では、事業体等の従事者育成の観点からの取組みも盛り込む予定である。

E委員：森林経営管理制度での申出方式について境界の全てを把握する必要があるようにすることなど、ハードルを下げて申出しやすい制度にしてほしい。

事務局：制度の内容精査を進める。

事務局：経営管理を行う上では所有者が把握しにくいなど様々な状況がある。個別にもご相談いただきたい。

F委員：クビアカツヤカミキリの駆除方法がうまく周知されていない。

事務局：駆除方法の周知や情報発信は重要であると認識している。支援方法等を含め、引き続き検討していきたい。

事務局：J-クレジットの案内を作成した。企業への発信にあたり、委員の皆様にもぜひご紹介いただきたい。

4. 閉会

議事がすべて終了し、次回は令和9年2月を目途に開催することを確認し、閉会した。

令和8年度第1回かわちながの森林プラン推進協議会

令和 8年 7月30日

5 0 2 会 議 室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

案件1 令和7年度かわちながの森林プラン実行プランの実績報告

案件2 令和8年度かわちながの森林プラン実行プランについて

案件3 第3期かわちながの森林プラン案について

3. 意見交換

4. 閉 会

かわちながの森林プラン推進協議会 名簿

	区分	所属等	委員名	備考
1	森林所有者	河内長野市地区推進協議会 会長	奥野 豊	
2	林業従事者	大阪府森林組合南河内支店 理事支店長	堀切 修平	
3	林業従事者	株式会社 南河内林業 代表取締役	仲谷 貴紀	
4	森林に 関連する団体	NPO法人森林ボランティア トモロス 理事長	種池 寛	
5	森林に 関連する団体	林業女子会@大阪 副代表	末延 秋恵	
6	林業従事者	クリエイション株式会社 代表取締役	竹田 兼三	
7	関係行政機関	大阪府南河内農と緑の総合事務所 森林課長	穂積 佳子	

B おおさか河内材生産を担う森林															
具体方針			実行プラン		評価指標	目標値			実績値	備考	第2期達成状況				
						単年度	5年目	10年目			目標値(9年目)	実績値(9年目)	達成度	進捗理由等	
B	1	おおさか河内材の利用促進 おおさか河内材を売り込むための戦略を立案する。	実績収集	3	おおさか河内材の利用実績の蓄積	活用実績	-	25件	65㎡	56.3761㎡	利用実績推移「資料1ー2」のとおり。 9年間(H29～R7)実績：508.5161㎡ (参考)おおさか河内材活用支援補助金 令和7年度交付対象材積：6件、56㎡ (新築2件、リフォーム4件) 5年間(R3～R7)累積：183.4761㎡	60㎡	508.51㎡	100%	利用実績について、目標を上回る実績である。
			広報	4	木のある暮らしの魅力発信	事業数	1事業	5事業 (累積値)	17事業 (累積値)	4事業	(4事業内訳) ・近畿中国森林管理局にておおさか河内材生産地3市町村でPR展示 ・職員名札の木製化 ・大阪・関西万博でのイベント実施(7/27,30) ・阪急との森林散策イベント(7/26) 9年間(H29～R7)実績：28事業	16事業	28事業	100%	魅力発信について、目標を上回る実績である。
	2	生産体制・製造体制の構築 主伐・間伐の推進を図るとともに、おおさか河内材の安定供給を図るための製造流通の仕組みづくりを行う。	原木段階	5	施業集約化に向けた森林経営計画の作成促進	経営計画作成面積	150ha	750ha (累積値)	1500ha (累積値)	678.89ha	9年間(H29～R7)実績3,241.68ha	1,480ha	3,241.68ha	100%	計画作成について、目標を上回る実績である。
				6	路網整備の推進	開設・拡張路網延長	2,500m	12,500m (累積値)	25,000m (累積値)	3,284.7m	9年間(H29～R7)実績：18,989.8m	22,500m	18,989.8m	84.3%	造林補助事業の予算上の上限が整備量の上限となっており、目標どおりの進捗となっていない。
				7	搬出間伐の推進	原木材積	2,000㎡	10,000㎡	20,000㎡	672㎡	9年間(H29～R7)実績：9,024㎡ (参考)R7搬出補助134.5㎡	18,000㎡	9,024㎡	50.1%	造林補助事業の予算上の上限が整備量の上限となっており、目標どおりの進捗となっていない。
			製材段階	8	おおさか河内材販売促進協議会の運営 (製造事業者の連携のための検討会実施) (おおさか河内材の生産を担う人材育成)	会議実施回数	2回	10回 (累積値)	20回 (累積値)	1回 ※19人参加	9年間(H29～R7)実績：11回、100名累積参加	18回	11回	61.1%	コロナ禍の時期と重なり開催をしなかった年度もあったが、参加者は目標を上回る実績である。
						参加人数 (延べ人数)	10名	50名 (累積値)	100名 (累積値)			90名	100名	100%	
				9	他自治体等へのおおさか河内材の販売促進	他市PR数	2回	4回 (累積値)	14回 (累積値)	0回	実績なし PRまでは至らなかったが、羽曳野市新庁舎建て替えの進捗を鑑みながらPRに引き続き取り組む。	12回	12回	100%	他市PRについて、累計では目標どおりの実績である。
	3	人材育成 おおさか河内材の生産を担う人材を育成する。	10	森林所有者向け勉強会	勉強会参加者人数/回	15名	15名	15名	0回	実績なし 実績には至らなかったが、今後は森林経営管理事業を通した所有者意向状況を踏まえながら、所有者の経営管理のサポートを進めていく。	15名・80%	実施せず	—	目標どおりの進捗となっていない。	
					満足度	-	70%	80%							

C 学び楽しむための森林														
具体方針			実行プラン		評価指標	目標値			実績値	備考	第2期達成状況			
						単年度	5年目	10年目			目標値(9年目)	実績値(9年目)	達成度	進捗理由等
C 1		市民参加による森林づくり 行政や森林所有者だけでなく、市民やボランティア団体などさまざまな主体の協働により、主体的に森林づくりを行なうことを目指す。	11	森林情報の集約化	(1年目～5年目)市内森林における情報集約化した森林の割合(6年目～10年目)調査森林面積	10%	50% (累積値)	0.25ha	255.88ha	森林経営管理制度において、森林所有者対象に経営管理の意向調査を実施。	0.20ha	495.4ha	100%	意向調査により目標を大きく上回る実績となった。
			12	市民参加によるモデル林の整備	活動箇所	1箇所	3箇所 (累積値)	8箇所 (累積値)	1箇所	阪急との連携による市民参加モデル林としての森林散策イベントを実施。	7箇所	2箇所	28.5%	モデル林候補地で境界が不明確なところが多く、目標値の整備実施にいたらなかった。
C 2		企業・研究機関との協働による森林の利活用 より多くの企業・教育機関に市内の森林を活用いただくための設備整備、連携体制強化、森林整備を行う。	13	アドプトフォレスト制度に参画している団体の継続促進	活動団体数	3団体	3団体	3団体	4団体	(4団体内訳) ・日本農業 ・憩暖 ・高島屋 ・株式会社ニュージェック	3団体	4団体	100%	目標を上回る実績である。
			14	既存財産の有効活用	活用件数(マッチング数)	5件	10件 (累積値)	35件 (累積値)	3件	(3件内訳) ・檜皮採取業務 ・ビーフォレストによる生態系観察 ・「コーヒー豆かす×森」資源循環プロジェクト	30件	15件	50%	マッチングまで至らない事例もあり、低い達成度となった。
C 3		広報活動の推進 市民自らが森林を守り育てる意識を持ってもらうとともに、森林の持つさまざまな多面的機能の重要性を理解してもらうため、市民へのPR活動や森林・林業体験学習を行なう。	15	市内の森林に関わるイベントの情報収集と情報発信	(1年目～5年目)情報発信件数(6年目～10年目)広報等情報発信数	50/150件	完了	10件	31件	・広報に市のイベント(木根館イベント25件、四季彩館イベント6件)を掲載	8件	31件	100%	広報を活用した発信により目標を大きく上回った。
			16	市外情報発信先の確保	情報発信先数	10件	20件	20件	26件	(26件内訳) ・民間企業等16件(みどりのトラスト協会など) ・サイト2件(インターネットサイト「登竜門」など) ・行政6件(大阪市立クラフトパークなど) ・学校2件(関西大学など)	20件	26件	100%	これまで市外事業者との連携を重視していたことで多くの情報発信先を確保できた。
C 4		レクリエーションとしての森林活用 市内外の住民がレクリエーションや観光として訪れる仕組みを整備する。	17	森林ボランティアの継続的な活動推進	森林ボランティアの活動回数	90回	115回	140回	活動回数 計67回 会員数 97名	※団体には森林ボランティア活動補助金を交付 R7年度は1件補助	135回	66回	48.8%	森林ボランティアのうち活動が停滞している団体があり、目標を下回った。
			18	森林ボランティアの新規人材育成	団体会員数	95名	120名	145名			140名	99名	70.7%	
			19	森林利用者向けレクリエーションの誘致	(1年目～5年目)参加者数・満足数 (6年目～10年目)レクリエーションの実施件数	-	-	1件	3件	(3件内訳) ・四季彩館でムササビウォッチング3回開催 ・阪急との連携による森林散策イベント開催 ・ガイドと行く岩湧登山	1件	3件	100%	岩湧の森を活かしたレクリエーションが展開され、目標を達成した。
			20	教育機関との連携	連携事業数	2件	2件							
			21	森林ESDの推進	森林ESD事業実施小学校数	2件	4件	13件	12件	(11件内訳) ・10校で森林ESD事業を実施 ・2校で学校独自の森林ESD授業の支援を実施	10件	12件	100%	森林ESDを取り組む小学校が増え、目標を達成できた。

○【B-1-3関係】 おおさか材(河内長野市産材)認証材の利用量

年度	搬出量(㎡)	前年比(㎡)	年度	搬出量(㎡)	前年比(㎡)
平成29年度	57.78	-	令和4年度	68.56	-13.96
平成30年度	50.95	-6.83	令和5年度	56.42	-12.14
令和元年度	58.73	7.78	令和6年度	39.34	-17.08
令和2年度	37.84	-20.89	令和7年度	56.3761	17.0361
令和3年度	82.52	44.68	合計	508.5161	

○【B-2-6関係】 補助事業等による作業路網の整備実績

年度	作業道延長(㎡)	年度	作業道延長(㎡)
平成19年度	2,596	平成29年度	6,195
平成20年度	646	平成30年度	4,117
平成21年度	1,559	令和元年度	2,610
平成22年度	2,314	令和2年度	740
平成23年度	1,516	令和3年度	739
平成24年度	655	令和4年度	0
平成25年度	4,598	令和5年度	183
平成26年度	0	令和6年度	1121.4
平成27年度	951	令和7年度	3,284.7
平成28年度	3,929	第2期(H29～)計	18,990

←うち1825.52 市補助(国・府への上乗せ含む)以外
←うち2455 市補助(国・府への上乗せ含む)以外

総合計 37,754
平均 1,987

○【B-2-7関係】 共販所における河内長野市産材の取扱い実績

年度	搬出量(㎡)	販売量(㎡)	全体に対する割合
平成26年度	484	484	13%
平成27年度	733	733	24%
平成28年度	2,433	2,433	52%
平成29年度	2,515	2,515	57%
平成30年度	1,919	1,919	36%
令和元年度	1,170	1,170	29%

年度	搬出量(㎡)	販売量(㎡)	全体に対する割合
令和2年度	465	465	13%
令和3年度	212	212	6%
令和4年度	424	424	9%
令和5年度	1,117	1,117	24%
令和6年度	530	530	18%
令和7年度	672	672	20%

第2期(H29～)計 9,024 総合計 12,674

(参考) 共販所における河内長野市外産材の取扱い実績

年度	産地	搬出量(㎡)	販売量(㎡)
平成26年度	和泉市	914	914
	千早赤阪村	1925	1925
	岸和田市	272	272
平成27年度	和泉市	499	499
	千早赤阪村	1460	1460
	岸和田市	324	324
平成28年度	和泉市	162	162
	千早赤阪村	1586	1586
	岸和田市	491	491
平成29年度	和泉市	254	254
	千早赤阪村	1425	1425
	岸和田市	234	234
平成30年度	和泉市	174	174
	千早赤阪村	2051	2051
	岸和田市	237	237
	その他	929	929

年度	産地	搬出量(㎡)	販売量(㎡)
令和元年度	和泉市	322	322
	千早赤阪村	1525	1525
	岸和田市	86	86
	その他	1109	1109
令和2年度	和泉市	680	680
	千早赤阪村	1772	1772
	岸和田市	190	190
	その他	368	368
令和3年度	和泉市	667	667
	千早赤阪村	1785	1785
	岸和田市	208	208
	その他	864	864
令和4年度	和泉市	405	405
	千早赤阪村	2349	2349
	岸和田市	701	701
	その他	813	813
令和5年度	和泉市	646	646
	千早赤阪村	1534	1534
	岸和田市	266	266
	その他	1091	1091
令和6年度	和泉市	116	116
	千早赤阪村	1110	1110
	岸和田市	339	339
	その他	903	903
令和7年度	和泉市	715	715
	千早赤阪村	995	995
	岸和田市	216	216
	その他	804	804

(参考) 共販所の取扱い合計

年度	搬出量(㎡)	販売量(㎡)	備考
平成26年度	3,595	3,595	
平成27年度	3,016	3,016	
平成28年度	4,672	4,672	
平成29年度	4,428	4,428	
平成30年度	5,310	5,310	
令和元年度	4,032	4,032	
令和2年度	3,475	3,475	
令和3年度	3,736	3,736	
令和4年度	4,692	4,692	
令和5年度	4,654	4,654	
令和6年度	2,998	2,998	
令和7年度	3,402	3,402	

※毎年6月を始期とし翌年5月末までの実績を記録している。

令和8年度 森林プラン 年度スケジュール

資料2

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
森林プラン全体												
かわちながの森林プラン推進協議会	第一回 推進協議会 実績、スケジュール確認 第二回 推進協議会 実績、スケジュール確認											
A:多面的機能保全のための森林												
【意向調査事業地】 森林経営管理制度による森林整備の推進	配分計画策定地での 森林整備支援 市直営整備予定 森林調査 市直営森林整備 検査											
【申出方式】	申出受付(随時)											
【新規事業地】	R7意向調査地の経営管理権集積計画案の作成を進める											
森林病虫害の被害調査	大阪府への報告 補助金等対応(随時) 大阪府への報告											
B:おおさか河内材生産を担う森林												
おおさか河内材の利用実績の蓄積	おおさか河内材活用支援事業補助金等による利用促進 申請、交付決定、検査、交付確定、実績PR(随時)											
木のある暮らしの魅力発信	営業部との連携により、木工品の更なる普及に繋げる 木工商品PR 展示、広報等(随時) 近畿中国森林管理局森林 のギャラリー企画展示											
生産体制・製造体制の構築 (森林経営計画・路網整備・搬出間伐)	補助金交付に係る準備 補助事業の中間確認 美しい森林づくり基盤整備交付金を活用した森林整備への補助を実施 最終検査 実績報告											
おおさか河内材販売促進協議会	年2回以上開催 大阪府の木材認証制度に沿った補助制度の改正等											
他自治体等へのおおさか河内材の販売促進	2自治体にPR ※PR時期は未定 ※森林ESD事業のPRも併せて実施											
人材育成:森林所有者向け勉強会	森林経営管理事業の意向調査において、森林整備の重要性を周知していく。											
C:学び楽しむ森林												
森林情報の集約化 市民参加によるモデル林の整備	マッチング事業実施 森林経営管理集積計画策定地でのレクリエーション等実施ができるか所有者と調整。モデル林整備では企業との連携を図る。											
アドプトフォレスト制度に参画している団体の継続促進	随時実施、協力予定 高島屋、憩暖、日本農業及びニュージェックによる活動に協力 そのほか新規活動予定企業との協定締結に向けて協議											
既存財産の有効活用	有効活用事業実施・ 関係団体との連携事業実施											
市内の森林に関わるイベントの情報収集と情報発信	全国海づくり大会や市街地商業施設でのイベント等での情報発信を行う											
市外情報発信先の確保	情報発信先確保と提供 情報発信先とは定期的に連携を図り、また各種事業でつながった企業とさらなる連携を考えられるか検討していく。											
森林ボランティアの継続的な活動推進 森林ボランティアの新規人材育成	補助金による 活動・育成支援 森林ボランティア養成講座開催支援など											
森林利用者向けレクリエーションの誘致	マッチング事業実施 森林利用者向けレクリエーションのモデル事業を企業と連携して取り組む											
教育機関との連携 森林ESDの推進	各小学校との連携 森林ESD事業実施校のとりまとめ 契約 森林ESD事業については、小学校だけでなく中学校での森林ESDモデル実施を検討する。											

かわちながの森林プラン（前計画）との相違点及び策定経過等

1. 前計画との相違点や工夫

- ・第2期かわちながの森林プランの理念を継承する一方で、地球温暖化やカーボンニュートラルなどの社会情勢の変化に適応するとともに、新たな技術や知見を活かした内容とする。
- ・本市の有する豊かな自然資本の活用を推進する方針を盛り込んだものとする。
- ・森林林業関係者はもちろんのこと、概要を親しみやすいデザインにすることにより、市民の皆様にわかりやすく伝える工夫を行う。

2. 策定経過

<市民ラインアンケート>

- ・回答期間：令和7年11月5日～24日
- ・回答者数：160件
- ・回答内容：市民の森林に求める機能や役割を確認するとともに、森づくり活動への市民参加の高い期待を読み取ることができた。

<森林プラン推進協議会の開催>

- ・委員数：7人（森林・林業関係者6人、行政関係者1人）
- ・開催回数：2回（令和8年3月、7月）
- ・開催内容：第2期かわちながの森林プランの進捗について
第3期かわちながの森林プラン案について など

<森林プラン検討委員会の開催>

- ・委員数：6人（関係部署部長6人）
- ・開催回数：1回（令和8年4月～5月）
- ・開催内容：第3期かわちながの森林プラン案について

3. 今後のスケジュール

- ・11月：市議会（都市環境・経済常任委員協議会）に報告
- ・12月：パブリックコメントの実施
- ・2月：かわちながの森林プラン推進協議会に報告

第3期かわちながの 森林プラン

令和9(2027)年4月

河内長野市



第3期かわちながの森林プランの施行にあたって

市民の皆様、ならびに本市の森林保全と林業振興にご尽力いただいている全ての関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

本市は、古くから奥河内の豊かな森林と清らかな水に育まれ、人々の暮らしと文化が息づいてきた「自然と共生するまち」です。市域の約7割を占める森林は、私たち河内長野に与えられた最大の「自然資本」であり、次代へ引き継ぐべき宝物です。この広大な森林は、災害防止や水源涵養といった公益的機能を通じて市民の命と生活を守るだけでなく、訪れる人の心を癒やし、この地で生きることの誇りを醸成する源泉となっています。

本市では、これまで先人たちが守り育ててきた森林を次世代へと着実に継承するため、かわちながの森林プランに基づき、持続可能な森林経営と保全活動を推進してまいりました。しかし、気候変動への対応や、林業従事者の減少、森林所有者の高齢化といった課題は喫緊のテーマであり、森林を取り巻く環境は大きな転換点を迎えています。

令和8年度からは、本市の最上位計画である「河内長野市第6次総合計画」が始動しました。まちづくりのビジョンの1つとしている『“ここにしかない”時間を求めて。』の実現のため、自然資源の保全や活用など、私たちの森林政策においても力強く体现していかなければなりません。

このたび策定した第3期かわちながの森林プランは、単なる森林管理の指針にとどまりません。森林を「守るべき対象」としてだけでなく、地域の活性化や経済循環、さらには心豊かな暮らしを支える「生きた資源」として捉え直し、市民、林業関係者、企業、そして行政が、それぞれの知恵と力を結集して取り組むための「見取り図」です。

私は、私たちのまちの森林が、単なる景観として存在するのではなく、市民一人ひとりの生活や感性と結びつき、地域資源として最大限に活用される未来を描いています。そのためには、行政主導の整備だけでなく、市民の皆様が身近な自然に関心を持ち、森林と触れ合う機会を創出していくことが何よりも重要です。

森林を育てることは、未来を育てることです。適切に手を入れ、継続的に向き合うことで、森林は必ずや豊かな恵みをもって私たちに応えてくれます。この計画が、人と森林の新たな絆を紡ぎ、河内長野が持つ本来の輝きを未来へとつないでいくための道しるべとなることを確信しております。

本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただいた策定委員会をはじめ、関係各位のご尽力に深く敬意を表します。

市民の皆様におかれましても、本計画の主旨をご理解いただき、豊かな自然資本を未来へつなぐ取り組みへ、温かいご支援とご参加を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年4月
河内長野市長 西野 修平



目次

第1章 かわちながの森林プランとは

1 目的	4
2 位置づけ	5
3 計画期間	6
4 市民アンケート	6
5 第3期森林プランの策定に向けて	9

第2章 現状と課題

1 社会的動向	10
2 河内長野市の森林・林業	18
3 第2期かわちながの森林プランの総括と課題	28

第3章 これからの森林づくり

1 森林・林業の将来像	36
2 基本理念	41
3 基本方針	42
4 森林環境譲与税の活用に関する基本的な考え方	50

第4章 施策

1 森林の公益的機能の維持向上と持続的な森林の経営管理の推進	51
2 おおさか河内材の流通と利用の促進	52
3 森林の市民による利用の推進と自然資本の再価値化	53

第5章 計画の実現に向けて

1 推進体制	54
2 進行管理	54
3 成果指標	54

<参考資料>

- 本方針の策定にあたっての検討経過
- パブリックコメント

第1章 かわちながの森林プランとは

1 目的

本市は「緑（自然）」を基本理念にまちづくりを進めることで発展してきた都市であり、第6次総合計画基本構想においても自然資本の活用を今後のまちづくりの課題としています。森林は「植える→育てる→使う→植える」という森林資源の循環利用を推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる森林の多面的機能※¹の発揮に繋がります。

したがって、豊かな自然環境を保全するため森林を健全な状態に維持し、それを次世代に引き継ぐための施策を進めることは、市の責務であり、市民の共感と参画を促し、市行政の更なる発展へとつなげていくことが求められます。

以上の様な観点から、本市は平成18年12月に、平成19年度を初年度とする10年間の計画として第1期となる「かわちながの森林プラン」を策定しました。第1期森林プランでは、基本理念を「森林と市民の共生」とし、市民一人ひとりが森林保全の必要性を理解し、行政や市民、企業等の多様な主体による森林の保全活用を実現していくことを目的としていました。平成29年を始期とする第2期森林プランでは、第1期と同様、多様な主体の参加による森林の保全活用を継続するとともに、市内の恵まれた資源であるおおさか河内材を市内外に供給し、市の森林林業・木材産業を活性化することによって、森林資源の循環利用を推進し適切な森林整備が確保されることを目的として取り組んできました。

第3期森林プランは、第1期、第2期の理念を引き継ぎ、さらに発展させていくため、次の10年、さらにその先の森林林業、木材利用の施策の方向性や将来像を示すとともに、その実現に向けた施策を定めるものです。



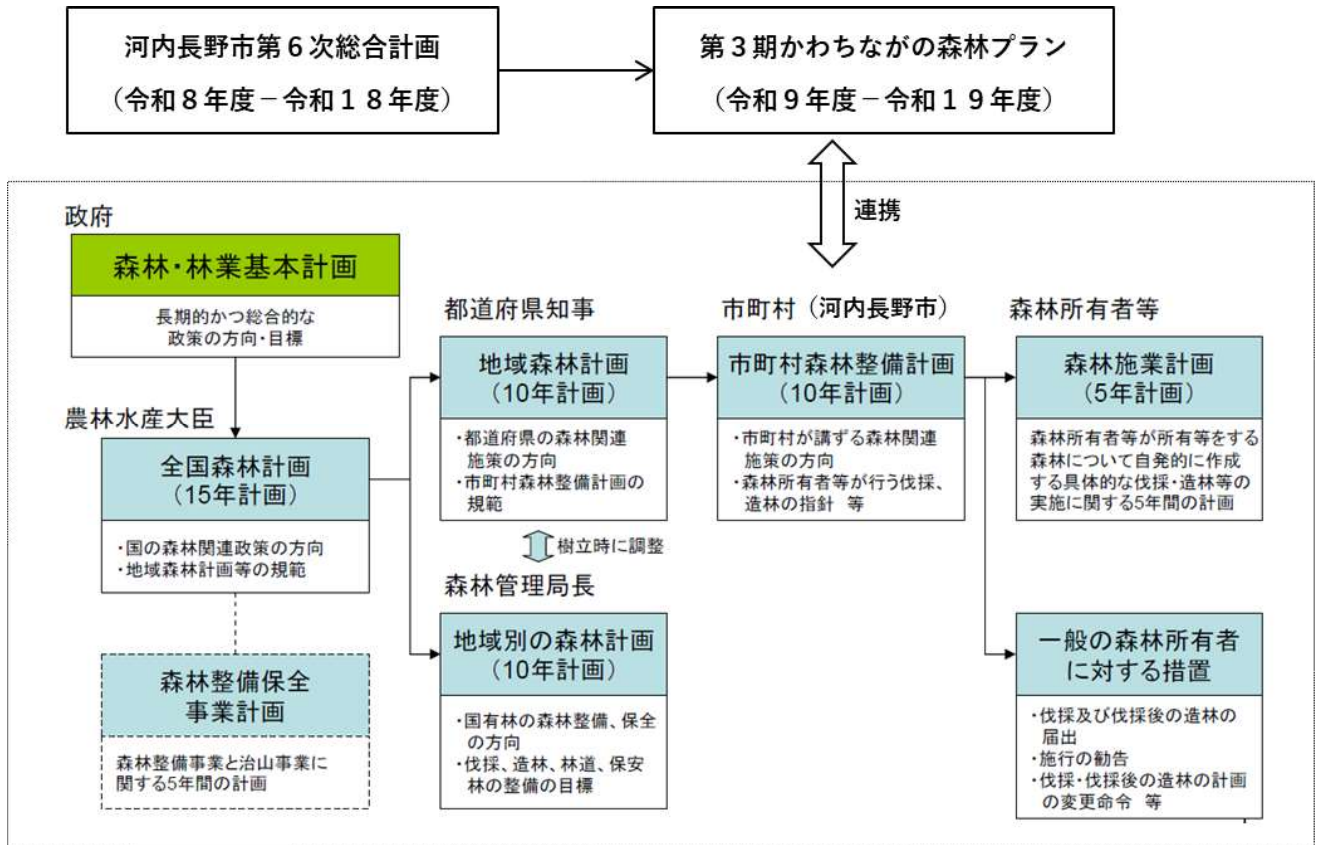
図：森林資源の循環利用（出展：林野庁ホームページ）

※1 森林の多面的機能

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの様々な役割を有しており、これを多面的機能といいます。

2 位置づけ

第3期森林プランは「河内長野市第6次総合計画」（令和8年度～令和18年度）において、まちづくりのビジョンの1つとしている『“ここにしかない”時間を求めて。』の主な施策である「河内長野の豊かな自然を活用し、市民や観光客がより自然に親しめるようにすること」の実現のための計画として位置付けられており、今後、河内長野市の森林・林業行政を推進する上で中心的な役割を担っていきます。また、第3期森林プランは森林法に基づく計画である「河内長野市森林整備計画※2」との連携を図りながら策定し、運用していきます。



※国土交通省 HP 及び林野庁 HP を参考に作成

3 計画期間

第3期プランの計画期間は令和9年度を初年度とする10年間とします。なお、5年経過時点で中間考察を実施し、事業の進捗状況や森林環境を取り巻く情勢、財政状況等を勘案し、必要に応じてプランの更新を行います。

第1期	第2期	第3期
平成19年4月 ～平成29年3月	平成29年4月～令和9年3月	令和9年4月 ～令和19年3月
施行 → 《H19》	施行 → 《H29》 森林環境譲与税の 開始等による改定 《R2》 策定から5年後の 見直し 《R4》 改定 部局改編等による 《R7》 →	施行 → 《R9》

※2 河内長野市森林整備計画

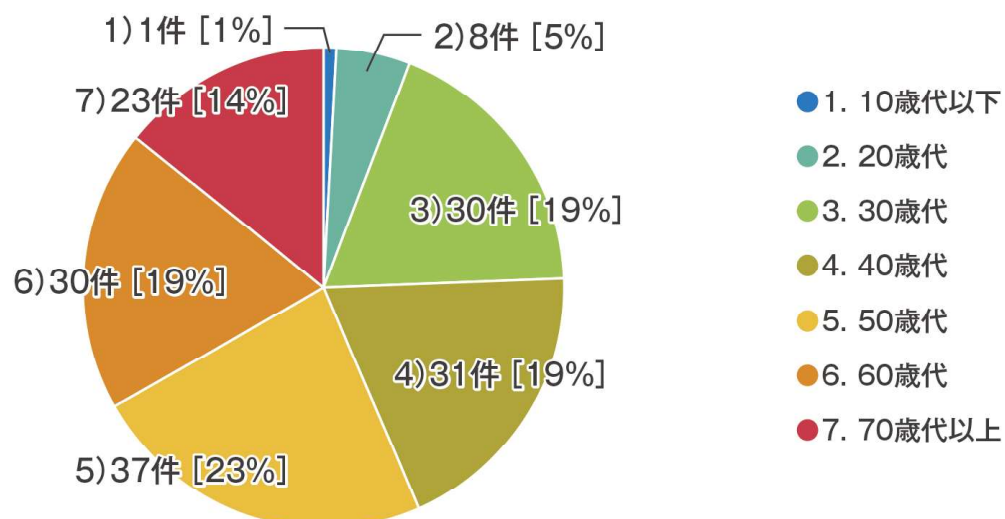
市町村森林整備計画は、市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範等の考え方等を定める森林づくりの構想です。

4 市民アンケート

(1) アンケートの結果

第3期森林プランの検討にあたり、アンケート調査を実施しました（有効回答：160件、実施期間：令和7年11月7日から令和7年11月24日まで）。各問と結果は以下のとおりです。

Q1 あなたの年代を教えてください。



第3期かわちながの森林プランの施行にあたって

市民の皆様、ならびに本市の森林保全と林業振興にご尽力いただいている全ての関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

本市は、古くから奥河内の豊かな森林と清らかな水に生まれ、人々の暮らしと文化が息づいてきた「自然と共生するまち」です。市域の約7割を占める森林は、私たち河内長野に与えられた最大の「自然資本」であり、次代へ引き継ぐべき宝物です。この広大な森林は、災害防止や水源涵養といった公益的機能を通じて市民の命と生活を守るだけでなく、訪れる人の心を癒やし、この地で生きることの誇りを醸成する源泉となっています。

本市では、これまで先人たちが守り育ててきた森林を次世代へと着実に継承するため、かわちながの森林プランに基づき、持続可能な森林経営と保全活動を推進してまいりました。しかし、気候変動への対応や、林業従事者の減少、森林所有者の高齢化といった課題は喫緊のテーマであり、森林を取り巻く環境は大きな転換点を迎えています。

令和8年度からは、本市の最上位計画である「河内長野市第6次総合計画」が始動しました。まちづくりのビジョンの1つとしている『ここにしかない”時間を求めて。』の実現のため、自然資源の保全や活用など、私たちの森林政策においても力強く体现していかなければなりません。

このたび策定した第3期かわちながの森林プランは、単なる森林管理の指針にとどまりません。森林を「守るべき対象」としてだけでなく、地域の活性化や経済循環、さらには心豊かな暮らしを支える「生きた資源」として捉え直し、市民、林業関係者、企業、そして行政が、それぞれの知恵と力を結集して取り組むための「見取り図」です。

私は、私たちのまちの森林が、単なる景観として存在するのではなく、市民一人ひとりの生活や感性と結びつき、地域資源として最大限に活用される未来を描いています。そのためには、行政主導の整備だけでなく、市民の皆様が身近な自然に関心を持ち、森林と触れ合う機会を創出していくことが何よりも重要です。

森林を育てることは、未来を育てることです。適切に手を入れ、継続的に向き合うことで、森林は必ずや豊かな恵みをもって私たちに応えてくれます。この計画が、人と森林の新たな絆を紡ぎ、河内長野が持つ本来の輝きを未来へとつないでいくための道しるべとなることを確信しております。

本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただいた策定委員会をはじめ、関係各位のご尽力に深く敬意を表します。市民の皆様におかれましても、本計画の主旨をご理解いただき、豊かな自然資本を未来へつなぐ取り組みへ、温かいご支援とご参加を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年4月
河内長野市長 西野 修平

第3期かわちながの森林プラン

第1章 かわちながの森林プランとは

1 目的	4
2 位置づけ	5
3 計画期間	5
4 市民アンケート	6
5 第3期森林プランの策定に向けて	9

第2章 現状と課題

1 社会的動向	10
2 河内長野市の森林・林業	18
3 第2期かわちながの森林プランの総括と課題	28

第3章 これからの森林づくり

1 森林・林業の将来像	36
2 基本理念	41
3 基本方針	42
4 森林環境譲与税の活用に関する基本的な考え方	50

第4章 施策

1 森林の公益的機能の維持向上と持続的な森林の経営管理の推進	51
2 おおさか河内材の流通と利用の促進	52
3 森林の市民による利用の推進と自然資本の再価値化	53

第5章 計画の実現に向けて

1 推進体制	54
2 進行管理	54
3 成果指標	54

(参考資料)

■ 本方針の策定にあたっての検討経過

■ パブリックコメント

第1章 かわちながの森林プランとは

1 目的

本市は「緑（自然）」を基本理念にまちづくりを進めることで発展してきた都市であり、第6次総合計画基本構想においても自然資本の活用を今後のまちづくりの課題としています。森林は「植える→育てる→使う→植える」という森林資源の循環利用を推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる森林の多面的機能※1の発揮に繋がります。

したがって、豊かな自然環境を保全するため森林を健全な状態に維持し、それを次世代に引き継ぐための施策を進めることは、市の責務であり、市民の共感と参画を促し、市行政の更なる発展へとつなげていくことが求められます。

以上の様な観点から、本市は平成18年12月に、平成19年度を初年度とする10年間の計画として第1期となる「かわちながの森林プラン」を策定しました。第1期森林プランでは、基本理念を「森林と市民の共生」とし、市民一人ひとりが森林保全の必要性を理解し、行政や市民、企業等の多様な主体による森林の保全活用を実現していくことを目的としていました。平成29年を始期とする第2期森林プランでは、第1期と同様、多様な主体の参加による森林の保全活用を継続するとともに、市内の恵まれた資源であるおおさか河内材を市内外に供給し、市の森林林業・木材産業を活性化することによって、森林資源の循環利用を推進し適切な森林整備が確保されることを目的として取り組んできました。

第3期森林プランは、第1期、第2期の理念を引き継ぎ、さらに発展させていくため、次の10年、さらにその先の森林林業、木材利用の施策の方向性や将来像を示すとともに、その実現に向けた施策を定めるものです。



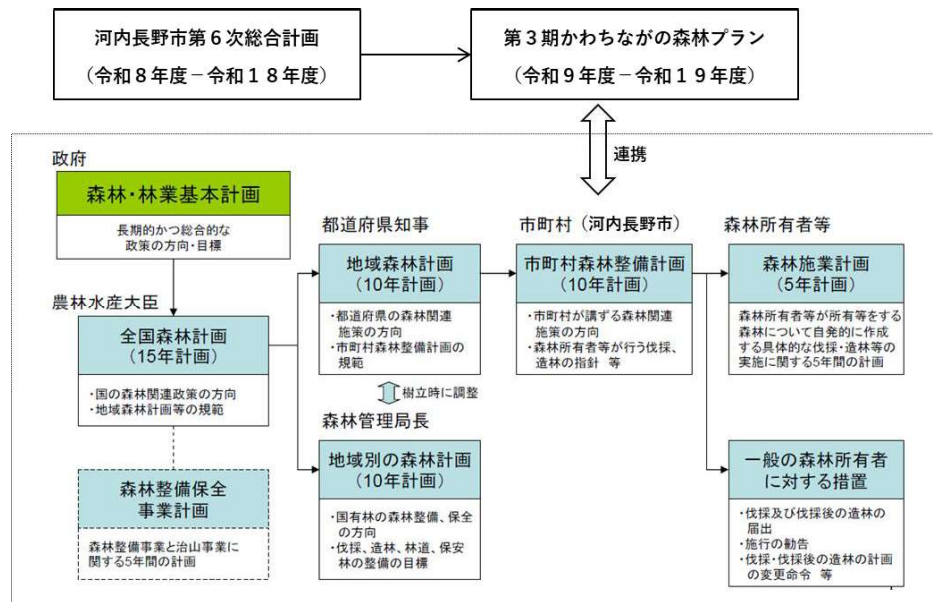
図：森林資源の循環利用（出展：林野庁ホームページ）

※1 森林の多面的機能

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの様々な役割を有しており、これを多面的機能といいます。

2 位置づけ

第3期森林プランは「河内長野市第6次総合計画」（令和8年3月策定）において、まちづくりのビジョンの1つとしている『ここにしかない”時間を求めて。』の主な施策である「河内長野の豊かな自然を活用し、市民や観光客がより自然に親しめるようにすること」の実現のための計画として位置付けられており、今後、河内長野市の森林・林業行政を推進する上で中心的な役割を担っていきます。また、第3期森林プランは森林法に基づく計画である「河内長野市森林整備計画※2」との連携を図りながら策定し、運用していきます。



※国土交通省 HP 及び林野庁 HP を参考に作成

3 計画期間

第3期プランの計画期間は令和9年度を初年度とする10年間とします。なお、5年経過時点で中間考察を実施し、事業の進捗状況や森林環境を取り巻く情勢、財政状況等を勘案し、必要に応じてプランの更新を行います。

第1期	第2期	第3期
平成19年4月～平成29年3月	平成29年4月～令和9年3月	令和9年4月～令和19年3月
施行 H19	施行 H29 開始等による改定 R2 森林環境譲与税の見直し R4 策定から5年後の改定 R7 部局改編等による改定 R7	施行 R9

※2 河内長野市森林整備計画

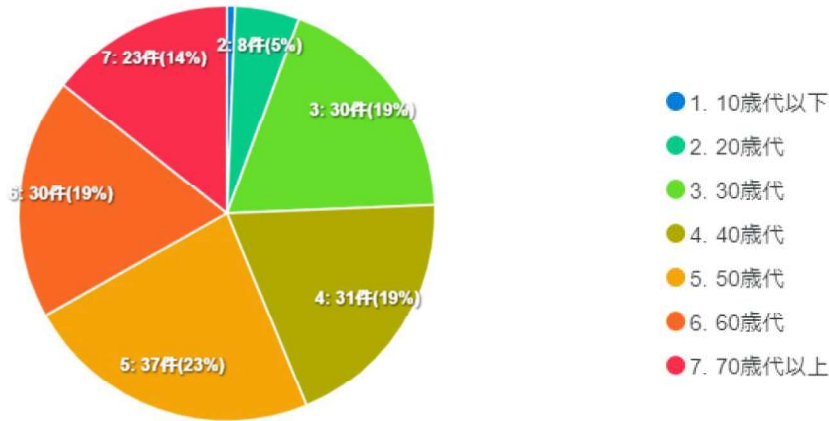
市町村森林整備計画は、市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範等の考え方を定める森林づくりの構想です。

4 市民アンケート

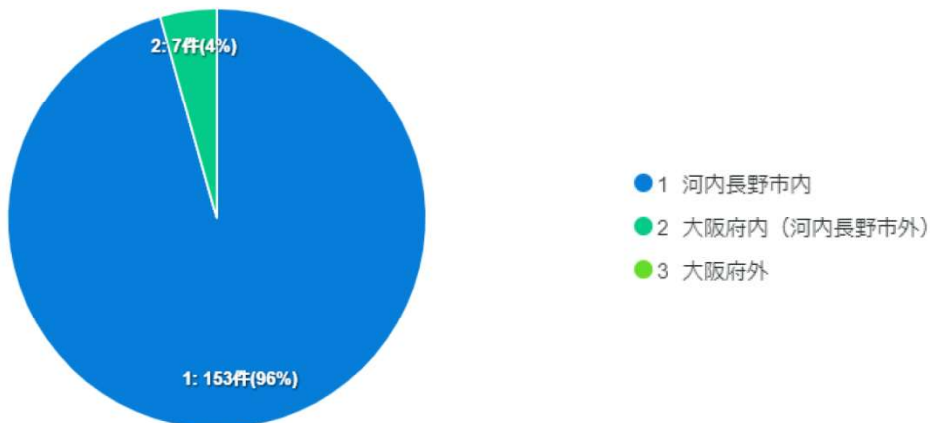
(1) アンケートの結果

第3期森林プランの検討にあたり、アンケート調査を実施しました（有効回答：160 件、実施期間：令和7年11月7日から令和7年11月24日まで）。各問と結果は以下のとおりです。

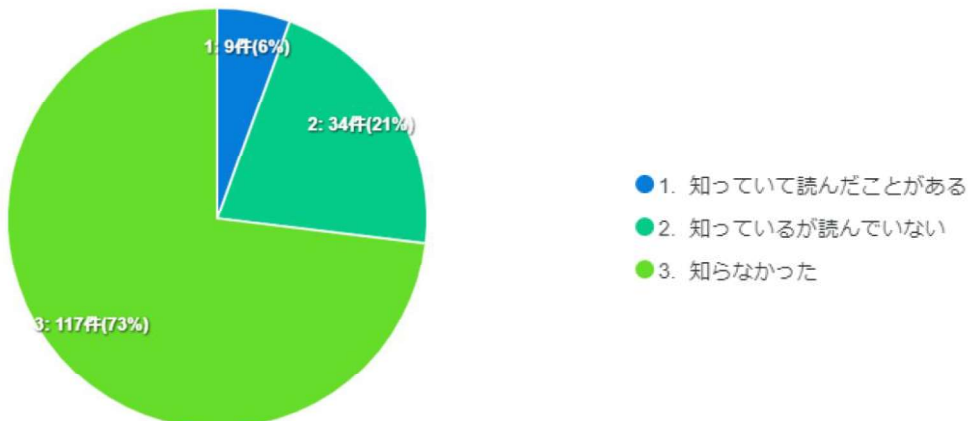
Q1 あなたの年代を教えてください。



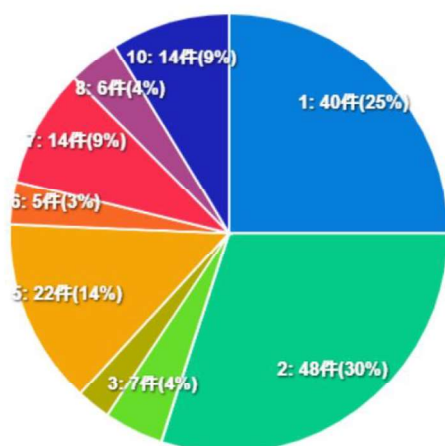
Q2 あなたのお住まいのエリアを教えてください。



Q3 あなたは「かわちながの森林プラン」をご存じですか。

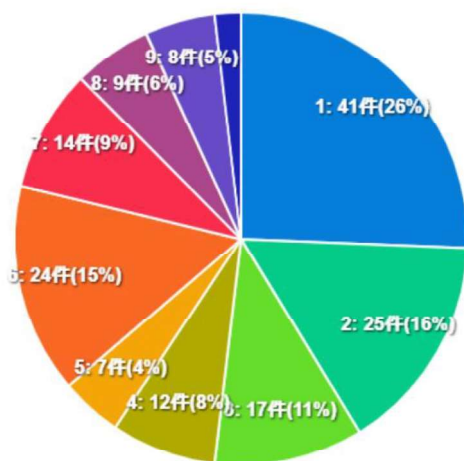


Q4 あなたは河内長野市の山や森林はどのような目的の場所だと感じますか。



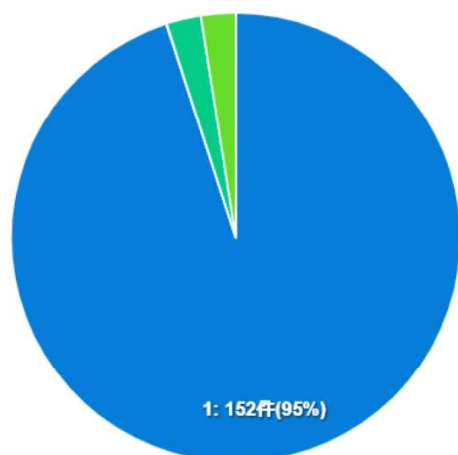
- 1. おおさか河内材などの木材が生産される場所
- 2. 登山やムササビなどの観察といった運動や自然を満喫する場所
- 3. ヨガや森林浴など、癒しやリフレッシュを求める場所
- 4. 山菜採りやキノコ採りなど、自然の恵みを得る場所
- 5. 災害防止や水源保全など生活を支える場所
- 6. CO2を吸収・固定する場所
- 7. まちのシンボル、眺望が良い場所
- 8. 林業など地域の雇用や産業に関わる場所
- 9. その他
- 10. 特にイメージはない／わからない

Q5 あなたは森林にどのような機能を期待しますか。



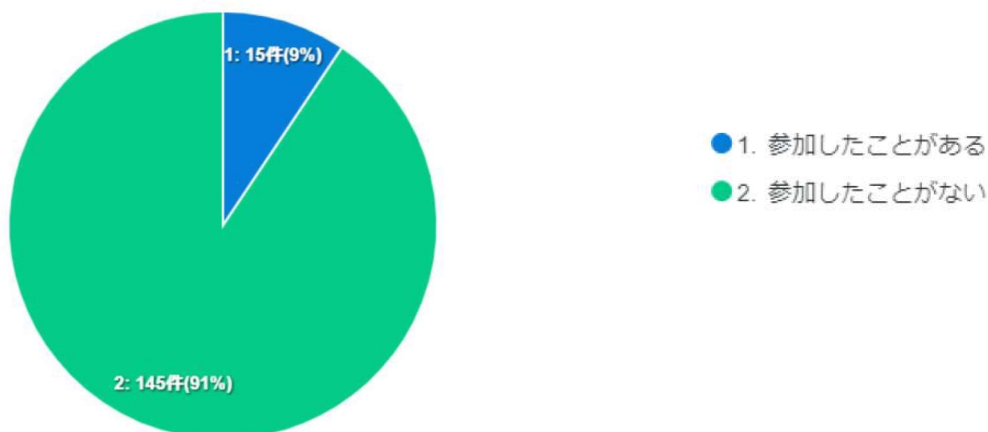
- 1. 地球温暖化防止
- 2. 山地災害防止
- 3. 水源涵養
- 4. 大気浄化・騒音緩和
- 5. 保健休養
- 6. 野生動植物生息の場
- 7. 木材生産
- 8. 野外教育
- 9. きのこと類や山菜などの林産物の生産
- 10. その他

Q6 市域の森林を健全に維持するためには、市民の参加が必要だと思いますか。



- 1. 必要だと思う
- 2. 必要だと思わない
- 3. その他

Q7 あなたはこれまでに森林づくり活動に参加したことがありますか。



(2) 考察

Q3 かわちながの森林プランの認知について、第1期から数えると策定から約20年間が経過しようとしているにも関わらず、読んだことがあるのは9件（6%）と、多くの市民から認知されていない、または手に取ってもらえていないことがわかりました。森林林業行政はやや専門性が高く、身近に感じづらい面がありますが、市域の多くが森林である本市では、各施策の深い理解は必要なくとも、森林やその課題を少しでも市民の皆様が身近に感じてもらい、ともに考えて、ともに課題解決に取り組んでいくことが望ましく、市民の認知の向上が課題と言えます。

Q4 本市の山や森林の目的について、最も多い回答は「登山やムササビなどの観察といった運動や自然を満喫する場所」（48件、30%）、次いで「おおさか河内材などの木材が生産される場所」（40件、25%）、災害防止や水源保全など生活を支える場所（22件、14%）となりました。市を代表する山、岩湧山や岩湧の森に生息するムササビ、森林の7割を占める人工林から生産されるおおさか河内材など、本市の森林の特徴が市民に定着してきていることが読み取れます。

Q5 今後、森林に期待する機能については、地球温暖化防止（41件、26%）、山地災害防止（25件、16%）、野生動植物生息の場（24件、15%）、水源涵養（17件、11%）となりました。令和6年度森林林業白書（林野庁）によると、国民が森林に期待する機能は地球温暖化防止、山地災害防止、水源涵養、大気浄化・騒音緩和の順になっており、おおむね同様の傾向が見られました。本市においても地球温暖化への関心やそれに伴う山地災害への危機感が高まっているものと考えられます。

Q7 森林を健全に維持するため、行政や森林所有者だけではなく、市民も参加する必要があるかの問いについては、152件（95%）が必要と回答しました。一方で次問のQ8 これまでに森林づくり活動にしていることがあるかについては、145件（91%）が参加したことがないと回答しました。これらのことから、多くの市民は森林を保全するために協働するべきであるという認識があるにも関わらず、参加する機会が十分に提供されていない可能性があります。市民が参加しやすい枠組みとして、森林ボランティア団体の活動への参加や、ハイキング道の清掃、あるいは国産の木材や可能な限り地元材を使うことも森林資源の循環を後押しすることができます。第3期森林プランの期間中では、森づくりへの関わり方をわかりやすく示すことで、市民レベルで行動変容を促していくことが求められていると考えられます。

5 第3期森林プランの策定に向けて

これまでの取組みや市民アンケートの結果を踏まえ、以下の考え方をもとに検討を行いました。

- ・第2期かわちながの森林プランの理念を継承する一方で、カーボンニュートラルや SDGs などの社会情勢の変化に適応するとともに、新たな技術や知見を活かした内容とする。
- ・本市の有する豊かな自然資本の活用を推進する方針を盛り込んだものとする。
- ・森林林業関係者はもちろんのこと、市民の皆様にわかりやすく伝える。

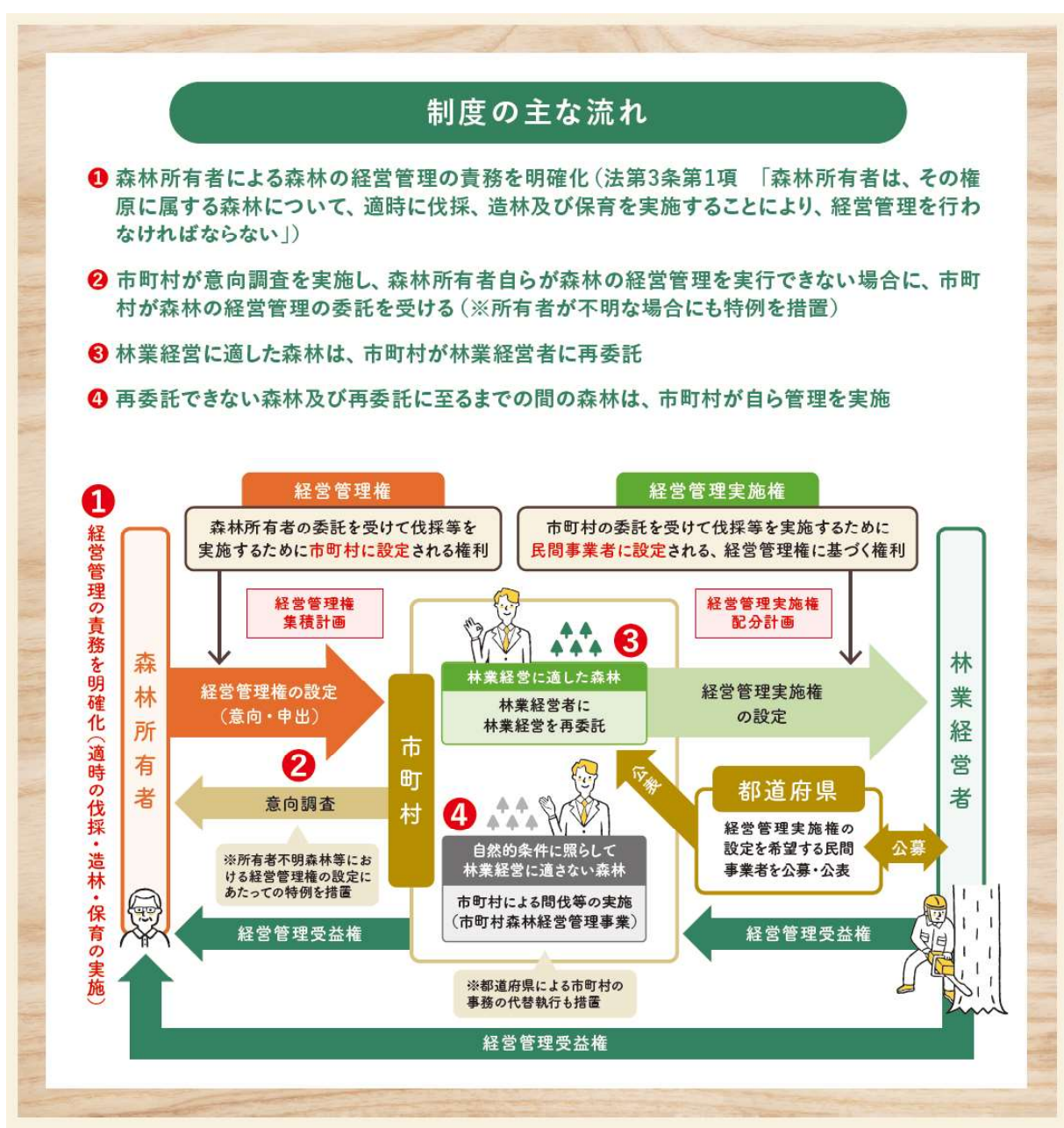
第2章 現状と課題

1 社会的動向

(1)国の動き

①森林経営管理法の施行（令和元年）

我が国では森林所有者の高齢化や不在村化により、手入れが行き届かない森林が増えています。森林経営管理制度は森林所有者が適切に管理できない森林について、森林所有者の意向を確認した上で、市町村が主体となって経営管理を行うものです。経営に適した森林は意欲ある事業者に再委託することで、間伐や主伐、植林などの適切な整備を進めるとともに、社会的、自然的条件が不適で経営が成り立たない森林については、市町村自らが管理を行います。本制度により、これまで手入れがされていなかった森林の整備が進むことで、森林が有する土砂災害防止や水源涵養、木材生産など、多面的な機能を発揮させることが期待されます。



図：森林経営管理制度の主な流れ（出典：森林経営管理制度 パンフレット（林野庁））

②森林環境譲与税の創設及び森林環境税の徴取（令和元年、令和6年）

森林環境譲与税は市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。令和6年度からは森林環境税の徴取が始まり、国民一人につき年額1,000円が徴収されています。森林環境譲与税は間伐など森林整備の推進や担い手の育成、都市域における木材利用の促進、さらには市民への普及啓発活動などに充てられます。森林は二酸化炭素を吸収し、災害を防ぎ、水を貯えるなど多面的な機能を持っています。本税は市民一人ひとりが納める税金が身近な森林の整備や地域環境の保全につながり、次世代へ健全な森林を引き継ぐための基盤となるものです。本市では森林経営管理制度事業や森林環境教育事業等に活用しています。



写真左：市が行った間伐事業地（滝畑地区）

写真右：森林ESD事業の様子

③2050年カーボンニュートラルの宣言（令和2年）

2050年カーボンニュートラル宣言とは、日本が2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロとすることを目指す国家的な方針です。実質ゼロとは、排出そのものを完全に無くすものではなく、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入によって排出量を削減し、なお残る分を森林吸収や二酸化炭素回収技術により相殺するというものです。森林の多面的機能には光合成により二酸化炭素を吸収する地球温暖化防止機能があり、間伐等の手入れや、伐採と植林による循環的な管理が不可欠です。また木材を建築資材として活用することは炭素を長期に固定する手段となり、未利用間伐材等を用いたバイオマス発電は再生可能エネルギーの供給源として有効であり、森林林業施策の推進は脱炭素社会の実現に寄与するものといえます。本宣言をもとに行政や民間事業者はもとより、市民一人ひとりが省エネや木材利用の拡大など身近な取組みを重ねることが求められています。

④流域治水の推進

近年、気候変動に伴い短時間豪雨の増加や強度の強い豪雨が長時間継続するなど豪雨形態の変化により、災害が激甚化、頻発化しています。令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨では、山地災害の発生に加え、広い範囲にわたって河川の氾濫が発生し、甚大な洪水被害が生じました。これを受け、防災・減災、国土強靱化の取組みとして、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となって治水対策を行う「流域治水」を推進しており、流域の最上流にあたる森林では、森林整備や治山対策が求められています。



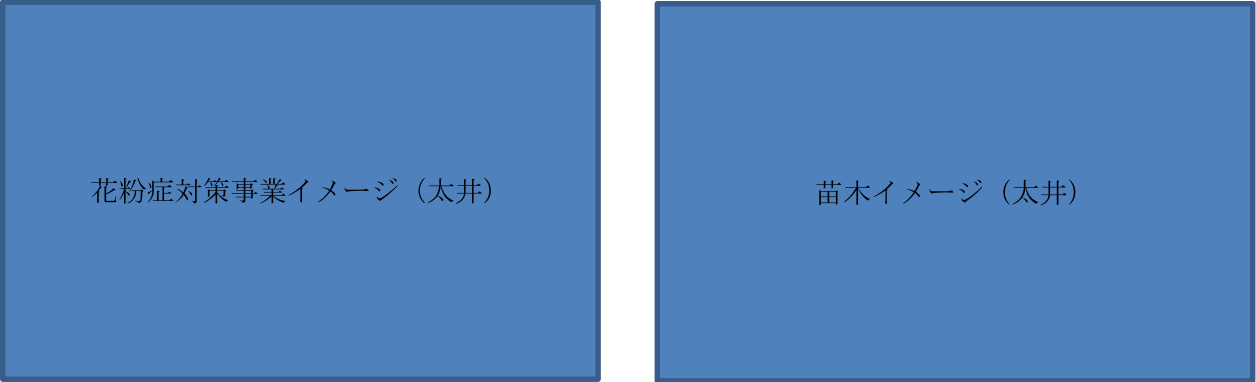
図：流域治水のイメージ（国土交通省 HP より）

⑤脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正（令和 3 年）

本法律は、建築物での木材利用を推進することで、脱炭素社会の実現や地域経済の活性化に貢献することを目的としたものです。令和 3 年の改正により、対象は公共建築物に限らず民間も含めた建物全般へ拡大され、木材利用の機会は私たちの身近な住宅や商業施設にも及ぶことになりました。木材は再生利用が可能な資源であり、木材利用により二酸化炭素を長期に固定できるほか、鉄やコンクリート等の材料に比べ環境負荷も小さいと言われています。加えて国産材の活用は森林整備を促進し、災害防止や地域産業の振興にもつながります。なお、今回の改正では国民運動として普及啓発を進めるため、「木材利用促進の日（10 月 8 日）」が制定されました。

⑥花粉症対策の全体像の決定（令和 5 年）

国民の約 4 割が罹患していると言われる花粉症を社会的な課題と位置づけ、花粉症の総合的な対策の全体像が示されました。その柱は「発生源対策」「飛散対策」「発症・曝露対策」の三つです。まず発生源対策では、森林を管理する上で、花粉を多く出すスギ人工林を計画的に伐採し、花粉の少ない苗木や広葉樹へ植え替えることで、10 年後に花粉発生源を約 2 割削減し、将来的には半減を目指します。次に飛散対策として、AI や気象データを活用した高精度の花粉予測や、雄花を枯死させる薬剤の開発を進めます。そして発症・曝露対策では、舌下免疫療法などの治療法の普及、診療体制の整備、生活習慣改善の周知を行い、マスクや空気清浄機などの市民レベルの予防行動を支援します。これらを通じて、森林資源の循環利用と快適な生活環境の両立を図り、花粉症の負担軽減を目指すと言われており、これからの林業を考える上で必要な視点と言えます。



花粉症対策事業イメージ（太井）

苗木イメージ（太井）

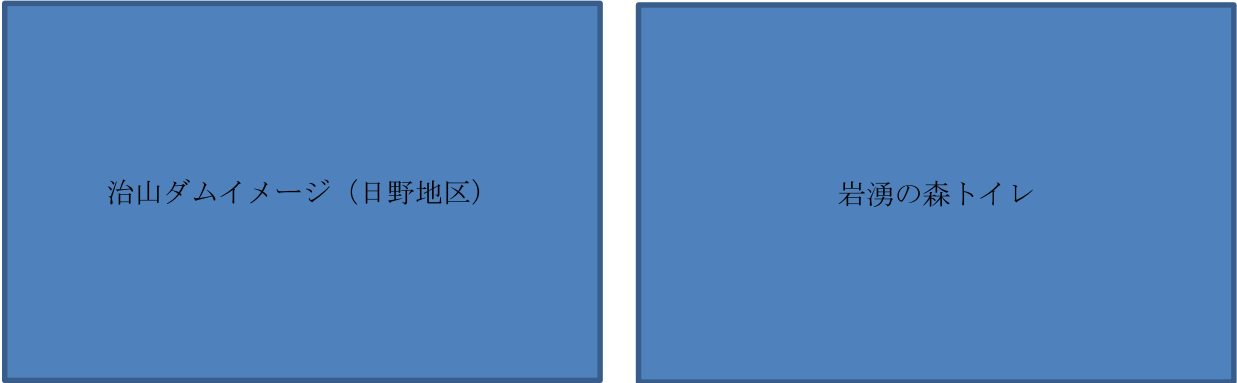
⑦生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定（令和 5 年）

本戦略は、生物多様性の損失を食い止め、自然を回復へと転じさせる ネイチャーポジティブの理念を基盤として策定されたものです。森林や里山、湿地、海洋など多様な生態系の保全と再生を進めるとともに、絶滅危惧種の保護や外来種対策を強化し、農林水産業や都市づくりにおいても自然への配慮を浸透させることを目指しており、行動目標として、国際的枠組み「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に沿い、2030 年までに国土の 30%を保護・保全区域とする 30by30 の目標を推進し、生態系ネットワークの拡充を図ることとしています。また市民目線では、教育や地域活動を通じて市民の参画を促し、一人ひとりが環境にやさしい行動を選択できる社会基盤を整えることが重要です。これらの取組みは気候変動対策とも連動し、持続可能な社会の構築と自然資本の次世代への継承を目指すものであり、森林林業施策を行う上でも必要な観点です。

(2)府の動き

①大阪府森林環境税の創設（平成 28 年）

大阪府は府民の安全な暮らしと快適な生活環境を守るため、平成 28 年度から森林環境税事業を開始しました。本事業では、これまで危険渓流の土石流・流木対策や主要道路沿いにおける倒木対策、森林作業道の舗装など持続的な森づくりの推進、子育て施設の木質化や都市緑化の推進に取り組まれてきました。現在は流域治水の考えに基づく治山ダムの整備や森林整備などの治山対策、自然公園や森林管理施設の老朽化した歩道やトイレの改修による利用者の安全対策に取り組まれるとともに、近年深刻化する猛暑への対応として、駅前広場や観光スポットなど都市部での緑化事業を推進し、木陰やミスト設備を整備することで熱中症対策事業が行われています。これらの取組みは、府民の生命・財産を守るとともに、都市環境の改善や観光振興にもつながるものです。本事業は本市の森林林業施策や都市環境施策を推進する上でも重要であり、引き続き大阪府と連携を図っていく必要があります。



治山ダムイメージ（日野地区）

岩湧の森トイレ

②大阪府森林整備指針の策定（令和元年）

大阪府では府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示し、府、市町村が連携・協調して府域の森林の保全整備を進めることを目的に、大阪府森林整備指針を作成しました。本指針では、森林の社会的条件や自然的条件に基づき、将来の森林のあるべき姿として以下の 4 つの目標が定められています。

- ・メリハリをつけた林業経営
- ・防災に配慮した森づくり
- ・広葉樹などの資源の育成と活用
- ・多様な森づくり

次に、指針の4つの目標に向けて、上記の4区分の管理の方向性ととも、全体に共通する配慮事項を定められています。

①資源循環林

林業適地にあるスギ・ヒノキ人工林は、「資源循環林」として人工林の林業経営を通じて、維持管理を行っていきます。

②広葉樹林への誘導・転換

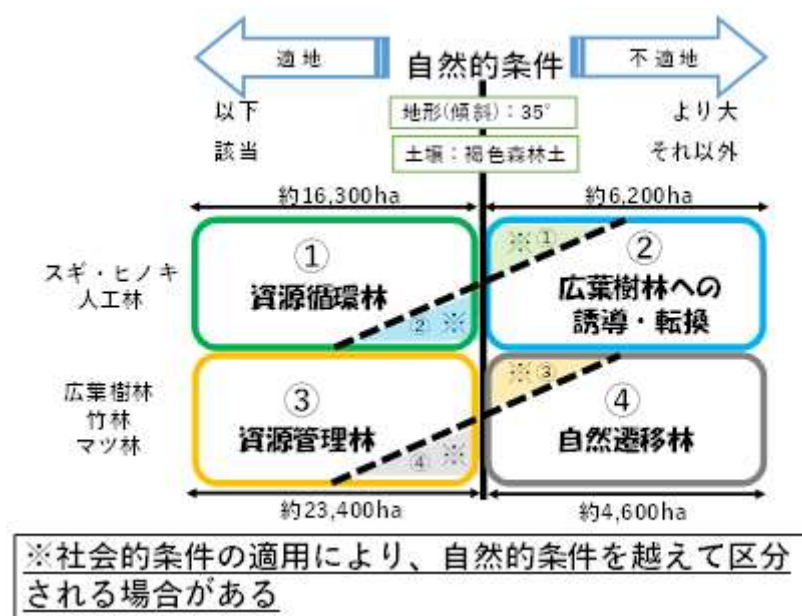
林業不適地にあるスギ・ヒノキ人工林は、「広葉樹林への誘導・転換」を図ることで、維持管理費用を縮減し、災害に強い森林として維持します。

③資源管理林

健全な広葉樹林を維持しつつ、林業適地にある広葉樹林・竹林等は、森林資源を有効活用する仕組みを検討し、資源活用を通じた森林管理を進めます。

④自然遷移林

林業不適地にある広葉樹林・竹林等は、特に手入れを要しない「自然遷移林」としますが、災害が懸念される場所では、必要に応じて公的な対策を実施します。



4区分の森林施業を実施するに当たっては、防災対策、生態系保全、シカ食害対策、景観対策といった観点に配慮することとされています。第3期森林プランを検討する上で、特に森林管理において参考にする必要があります。

③大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度の創設（令和5年）

大阪府は、森林整備や府内産木材の利用を通じて脱炭素社会の実現を目指すため、森林のCO₂吸収量や木材の固定量を認証する制度を令和5年4月に創設しました。認証を受けた取り組みは、府の気候変動対策条例に基づき排出削減実績として算入できるほか、社会貢献活動の成果としてPRすることができます。本市では本市が実施した森林整備や木材利用について、令和〇年度までにのべ〇t-CO₂の認証を受けました。



図左：制度ロゴ 図右：認証書（イメージ）

④大阪府生物多様性地域戦略の策定（令和４年）

大阪府生物多様性地域戦略は、生態系サービスの維持と生物多様性の損失防止を目的とした府全体の指針です。①生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進、②自然資本の持続可能な利用、維持・充実、③生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進の３つの取組方針を軸に、府民や事業者、教育・研究機関、自治体等の様々な主体と連携しながら推進していくこととされています。

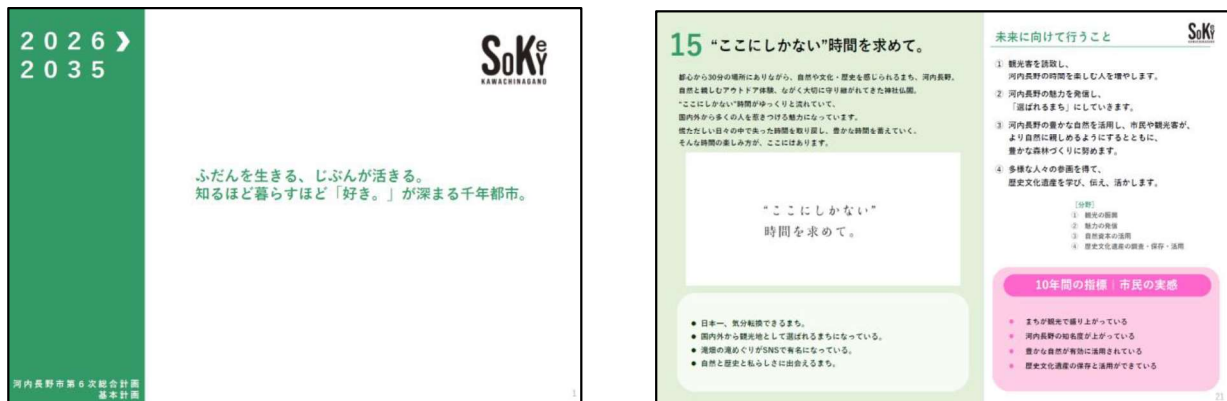
⑤大阪府森づくり推進アクションプランの策定（令和８年）

策定中

(3)市の動き

①河内長野市第6次総合計画の策定（令和8年度）

河内長野市第6次総合計画は「ふだんを生きる、じぶんが活きる。知るほど暮らすほど『好き。』が深まる千年都市。」を基本理念とした、まちづくりの最上位計画です。本計画では、一人ひとりが個性を発揮し、本市の魅力を再発見しながら豊かな日常を送れる都市を目指し、その実現に向けて18のビジョンを策定し、多様な施策を展開しています。本市の豊かな森林資源の保全・活用も、このビジョンを支える重要な要素の一つです。市民、事業者、行政が一体となり、これらのビジョンを指針として、次世代へとつなげる持続可能なまちづくりを力強く推進していきます。



②河南町、千早赤阪村との森林事業連携協定の締結（令和3年）

本市は河南町及び千早赤阪村と、3市町村が森林事業を相互に連携して取り組んでいくことを目的に、森林事業連携協定を締結しました。河内林業地に位置する3市町村が連携し、おおさか河内材をPRすることで、大阪府内の自治体や民間事業者等に広くおおさか河内材の良さや森林整備の必要性を周知し、地域の林業振興に取り組んでいくこととしています。

③河内長野市気候非常事態宣言の表明（令和3年）

本市は令和3年3月8日、「気候非常事態宣言」を表明しました。これは、気候変動が危機的状況にあることを市民に広く伝え、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを示すものです。本市では第3次環境基本計画を策定し、市域の約7割を森林が占める豊かな自然を活かし、再生可能エネルギーの導入や省エネ機器の普及、バイオマス資源の活用などを推進するとともに、市民と協働して「クールチョイス」など低炭素社会づくりを進めています。本宣言により、市民一人ひとりの省エネや木材利用など身近な行動が持続可能な地域社会の実現につながることを啓発していきます。



図：デコ活※3の普及啓発ポスター

※3 デコ活

デコ活は日々の暮らしの中で環境にやさしい行動を積極的に取り入れていく取り組みです。

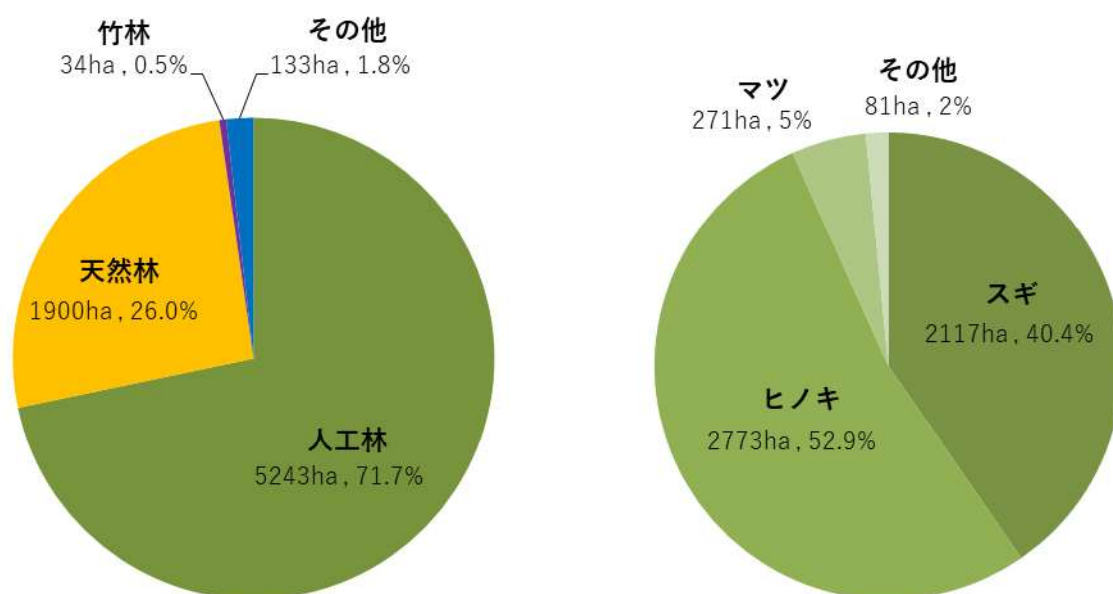
省エネや節電、再生可能エネルギーの利用など、無理なく続けられる工夫を通じて、誰もが気軽に脱炭素に貢献できるようにすることを目指しています。

2 河内長野市の森林・林業

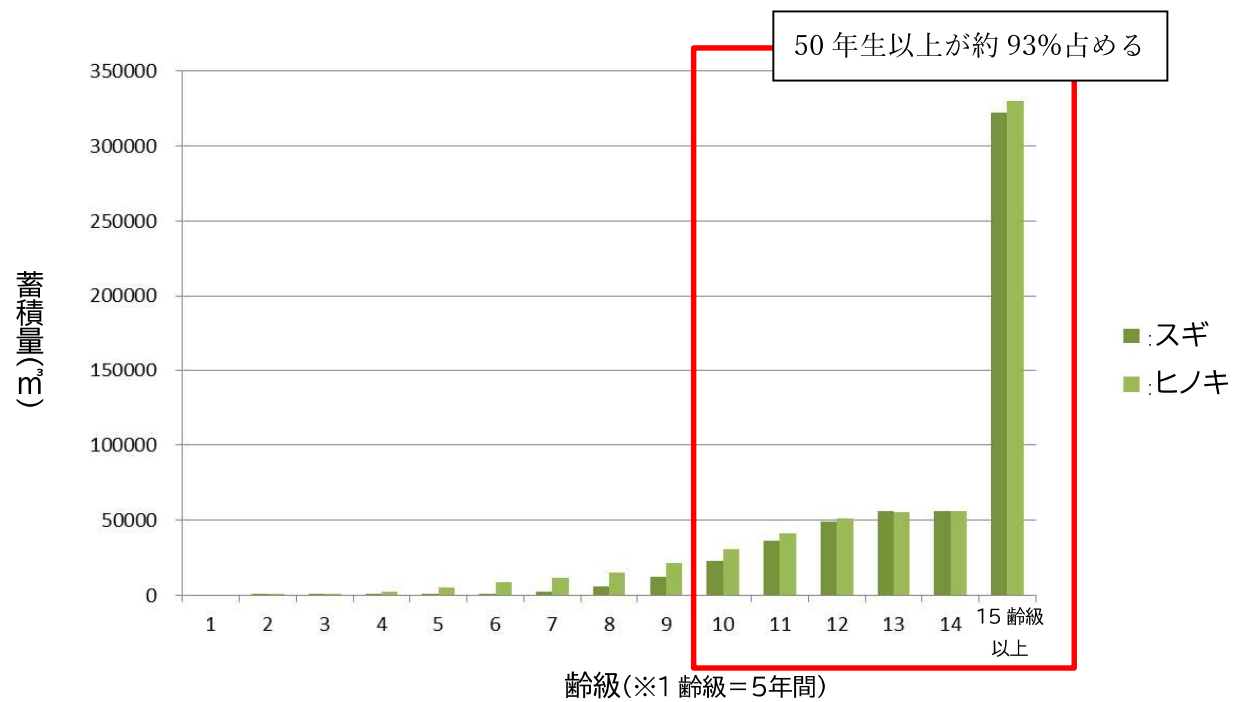
(1) 森林面積

河内長野市の市域面積は 10,963ha であり、このうち 67%にあたる 7,309ha を森林が占めています。これは大阪府内全体の森林面積 55,134ha のうち約 13%を同市内の森林が占めていることになります。また、近隣の千早赤阪村、和泉市、河南町の森林面積を合計すると、府内の森林面積の約 25% (14,452ha) を占める割合になります。これらの森林は「河内林業地」と呼ばれる府内最大の林業地であり、三百年の歴史があると言われています。

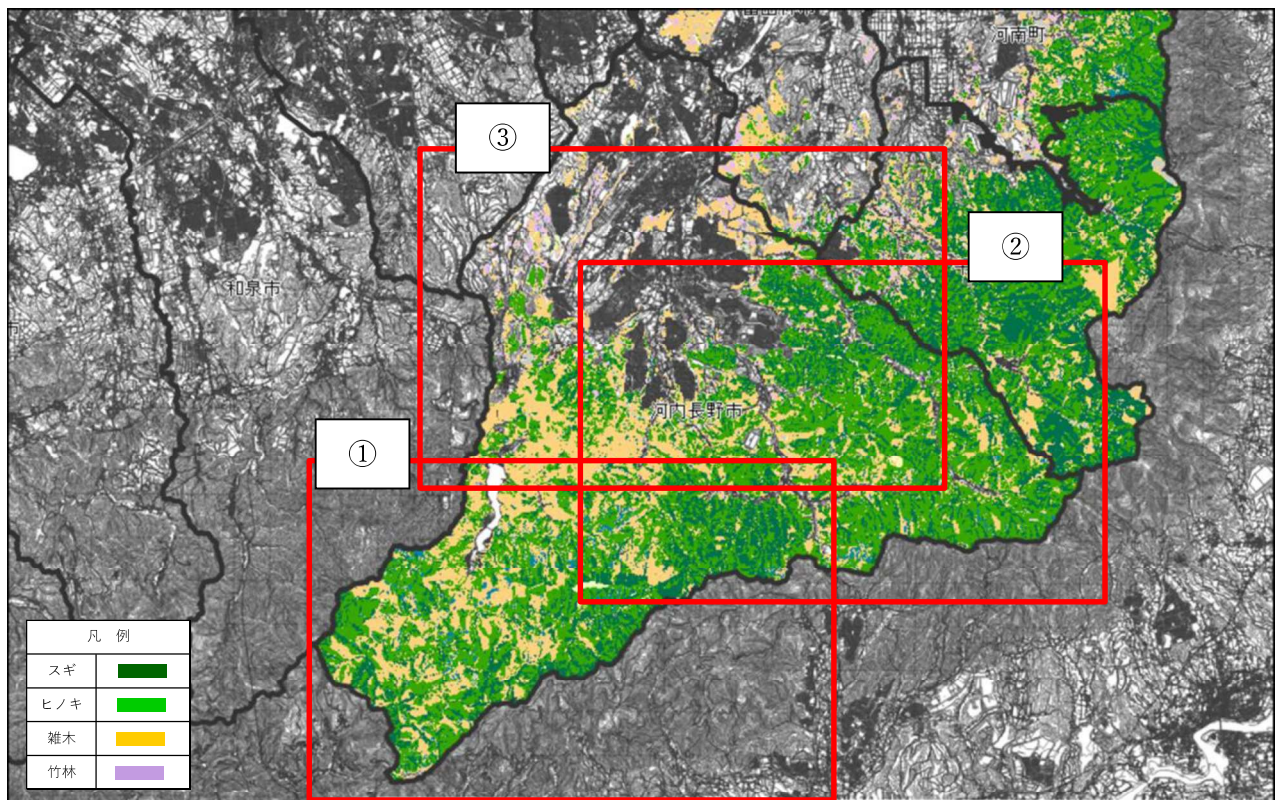
また、市内森林においては、木材として利用することを目的としたスギ・ヒノキ等の人工林の割合が 72% (5,243ha) を占めています。また人工林の樹種構成として、全国的にはスギの方が多いですが、本市の場合はスギが 40%、ヒノキが 53%を占めます。人工林のうち標準伐期齢（スギ：40 年、ヒノキ：45 年）を過ぎている森林がほとんどとなっており、本格的な利用期を迎えているものの、森林の更新（主伐、再造林）が進んでいないことが特徴といえます。



図表 左：市内の森林面積の内訳 右：人工林の樹種の内訳

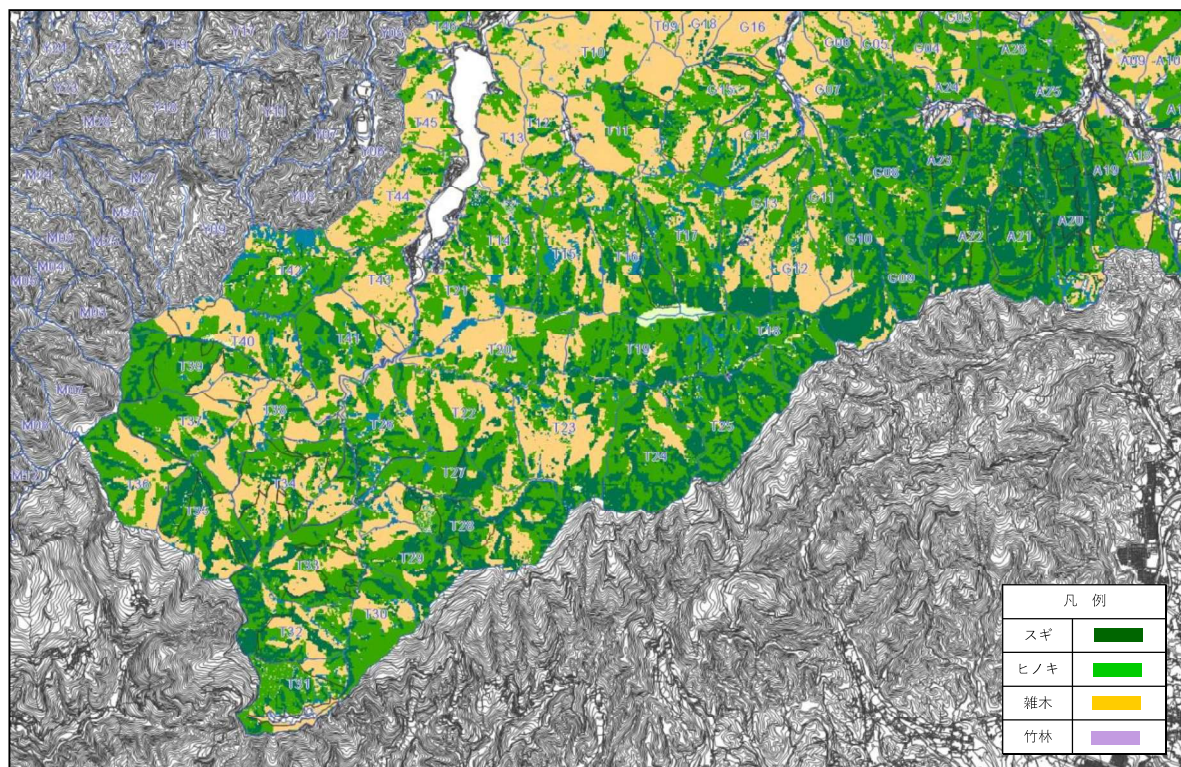


図表：市内の人工林（スギ・ヒノキ）の林齢と蓄積量の分布

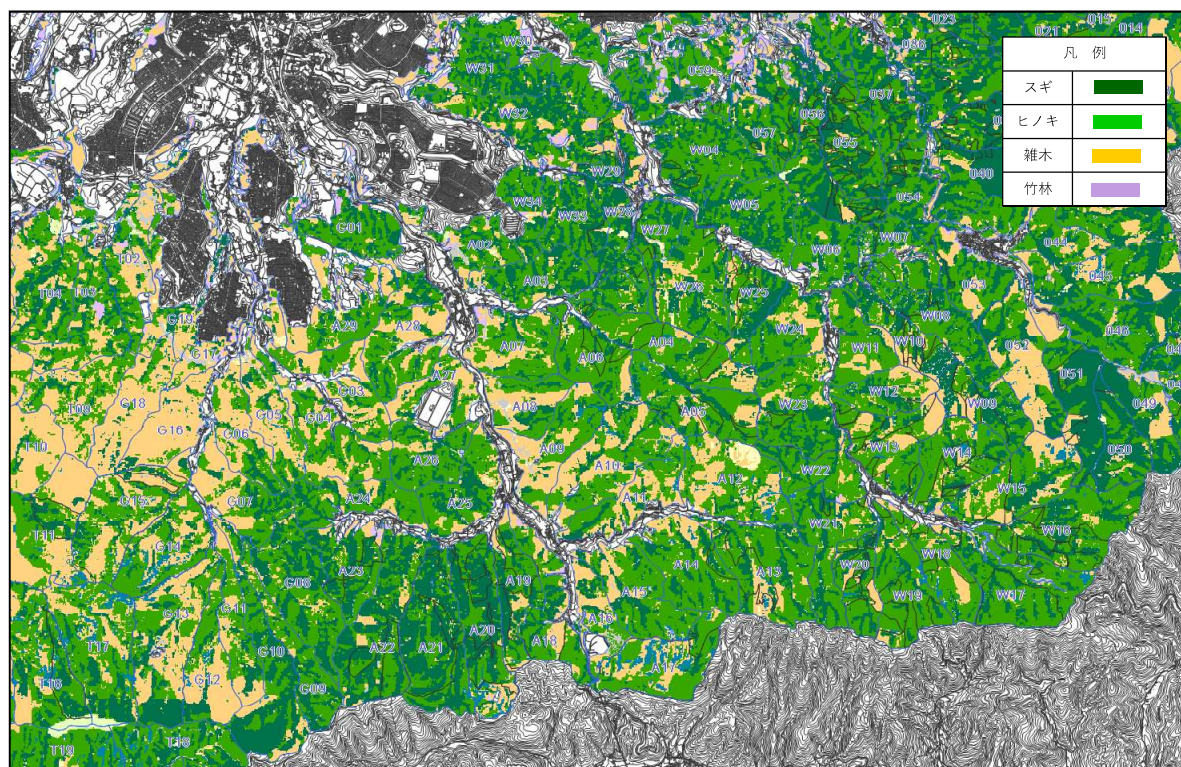


図：市内の森林の分布

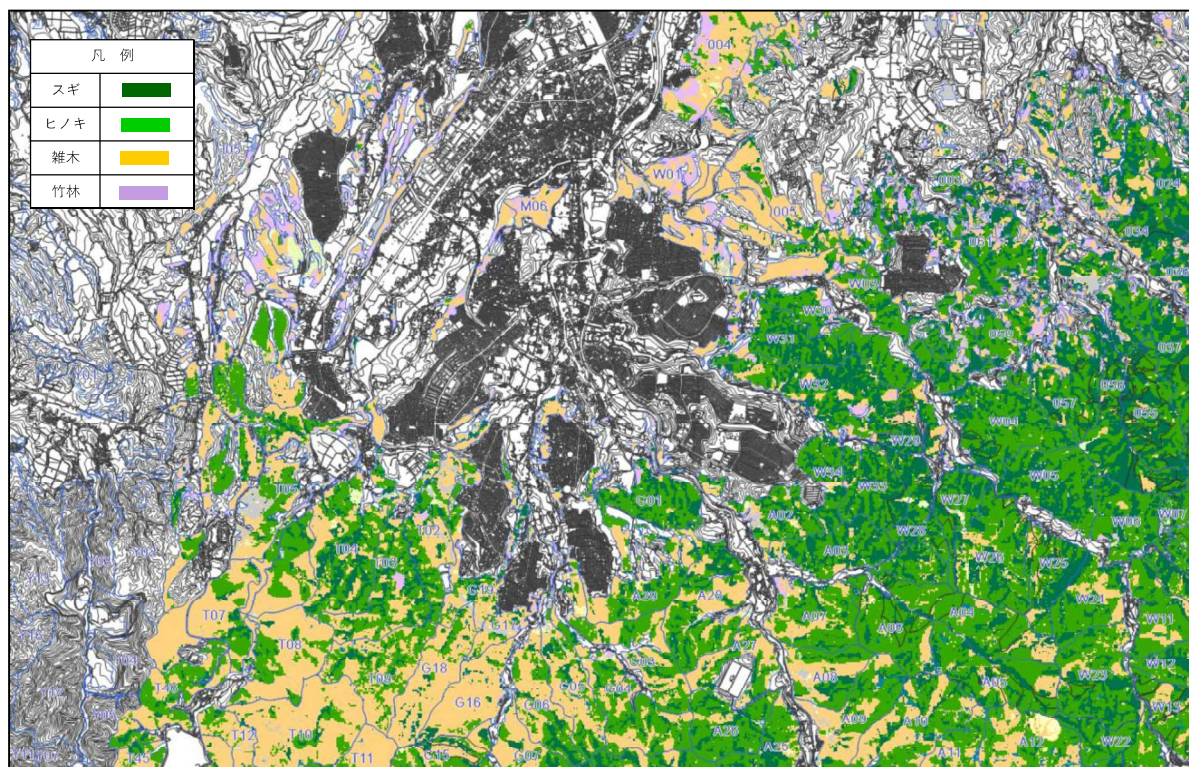
①河内長野市南西部



②河内長野市南東部



③河内長野市北部



(2) 森林の管理

上述のとおり、市内森林においては、人工林の割合が72% (5,243ha) を占めています。これらの森林は一般的に間伐等の施業を行うなど適切に管理する必要があり、適切な管理を行うため、森林所有者等が策定するのが森林経営計画です。森林経営計画とは、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。市内では14件、約1,731ha (市内人工林の約33%) の森林で森林経営計画が策定されており、林業経営体による集約的な林業が行われています。

また人工林には滝畑地区の市有林も含まれており、森林経営計画は策定されていませんが、市による管理が行われています。

一方でその他の人工林については、森林所有者個人により管理されている森林もありますが、管理の主体が決まっていない森林が多くあります。森林経営管理制度に基づき、河内長野市が行った意向調査 (令和3,6年度実施、対象者数91件 有効回答数57件) によると、自ら所有の森林について、過去10年で何か管理を行ったのは26% (15件)、何も行っていないまたは回答なしは74% (42件) でした。また今後、どのように森林を管理していくかについて、自ら管理を行っていくものは35% (20件)、市に委託を検討するものは65% (37件) となりました。無回答のものを管理者不在とすると、全体の78% (71件) が自ら管理を行うことができないという結果となります。これらの森林については、森林経営管理制度を活用し、なるべく林業経営体への再委託を行いつつ、市直営による森林整備により管理を行っていきませんが、今回の意向調査の傾向は市域の森林全体にもあてはまるものと考えられます。本市としては、森林所有者自らが管理できない森林が多く存在すると想定し、森林経営管理制度等を活用しながら森林の維持保全に取り組んでいく必要があると考えられます。

(3)流域の保全・森里川海のつながり

河内長野市には石川、石川支川天見川・加賀田川・石見川、西除川の 5 つの一級河川が流れており、それぞれの河川に流れる水は大和川、そして大阪湾へと流れ込みます。これらの河川の最上流の水源は、河内長野市の森林です。森林には水源の涵養や洪水の緩和といった機能があり、平常時は安定して水を供給し、豪雨などの有事の際には水を緩やかに流出させることから、農業や市民の安心な暮らしを支えているといえます。また豊かな森林に育まれた水は、栄養に富むことから海の豊かさにも寄与します。このような自然環境や生態系のつながりは森里川海と表現され、それぞれが影響し合いながら自然の恵みを生み出し、循環しています。河内長野市はその最上流域にあたる森林を適切に維持管理することで、流域の保全、農林業の振興、そして地域の自然資源の循環に取り組んでいます。



図：森里川海のつながりのイメージ（「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト HP より）

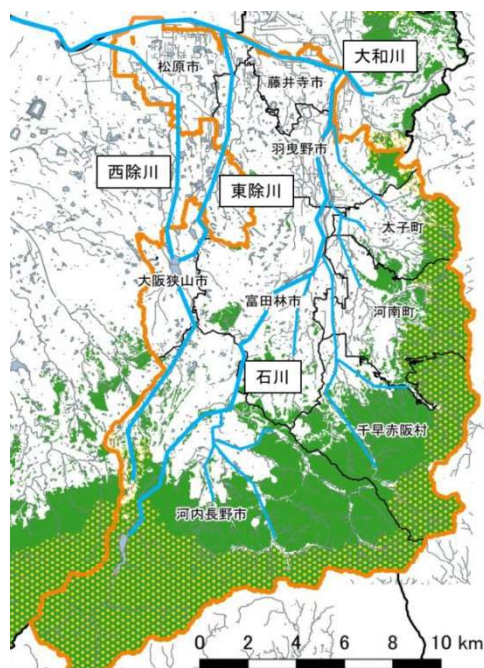


図 左：森里川海のつながりが生み出す恵みと資源の循環利用のイメージ（「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト HP より）

右：南河内地域の流域図

(4) おおさか河内材

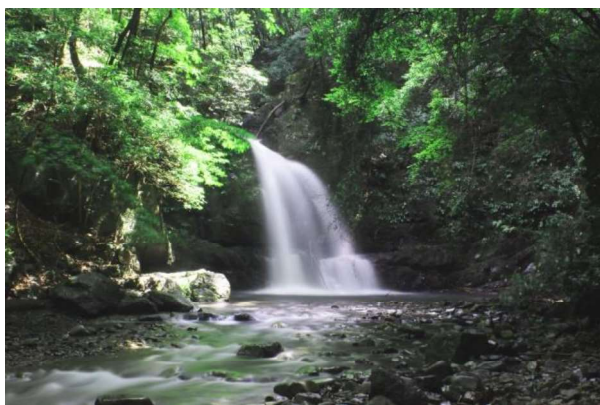
大阪の南東部に広がる河内長野市等の山々では、およそ 300 年も前から林業が営まれてきました（河内林業地と呼ばれます）。市内森林面積の 72%（全国平均：41%）を占める人工林から生産される森林資源を活かし、平成 25 年に大阪府のおおさか材認証制度に基づき、河内長野市産材と隣接する千早赤阪村産材、河南町産材を「おおさか河内材」としてブランド化をしています。なお、おおさか河内材（河内長野市産材、千早赤阪村産材、河南町産材）の証明ができるのは大阪府に認定された製材所のみです。

おおさか河内材は奈良県の吉野林業と同様の施業方法で生産されており、その特長として、木目が真っ直ぐで切口が真円に近く、年輪の幅も緻密で均一です。特にヒノキの色合いも淡紅色で美しく、粘りがあり丈夫な良質材と言われています。



(5) 豊かな森林づくり基金

平成 19 年に、市民の生活に欠かすことのできない水源を守るため、市民参加による森林保全の実現を目的として市民から水道使用量 1 m³ 当たり 1 円（平成 29 年 4 月時点）を頂き、寄附金と合わせて豊かな森林づくり基金としての積立てを実現しました。現在ではふるさと納税による寄付金や利子収入により運用しています。この基金によって、手入れ不足の人工林における間伐やおおさか河内材の利用促進を行い、市域の森林林業を推進しています。また令和元年度からは森林環境譲与税の譲与が開始され、当該基金の中で既存の寄付金と分けて管理運用されています。



写真左：荒滝

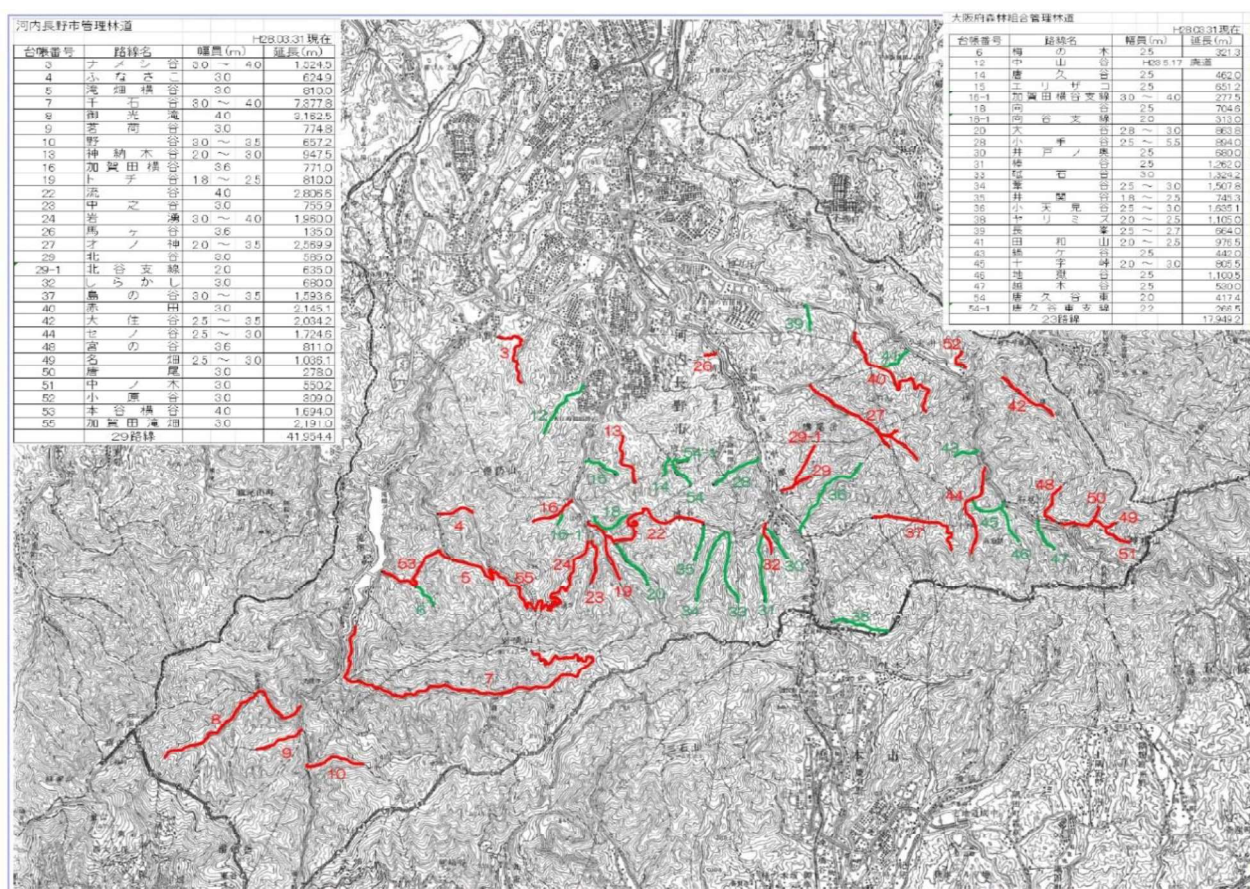


写真右：滝畑ダム

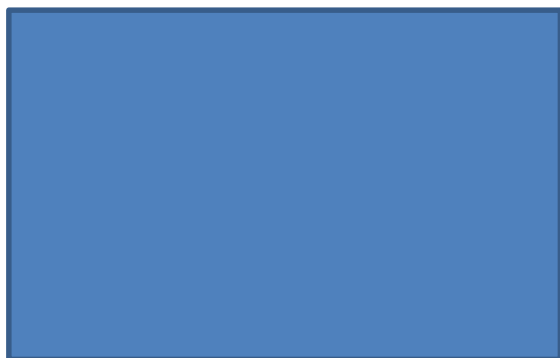
(6) 林道

河内長野市には52路線、総延長約60kmの林道があり、河内長野市と大阪府森林組合により維持管理されています。市内の林道は専ら林業の用に供するものが中心ですが、府道を挟んで複数の林道が集落間をつなぐ基幹的な林道もあります。こうした林道は山間地域の生活道路としての利用に加え、府道等が通行止めとなった際の代替路としての機能を有しており、地域にとって重要なインフラとなっています。

本市では林道が適切に機能を発揮するため、草木類の刈払いや路面上の土砂撤去とした通常の維持管理に加え、大雨等の後のパトロールや危険防止措置や応急復旧の実施等を行っています。また国のインフラ長寿命化計画に基づき、林道橋等の施設について、個別施設計画を作成し、計画的な点検や補修工事を行っています。



図：市内林道位置図



写真：林道岩湧線、林道橋補修工事

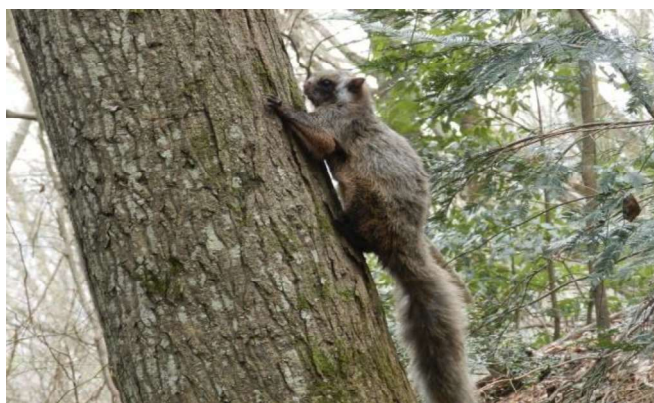
(7)岩湧山・岩湧の森

河内長野市を代表する山に岩湧山があります。山頂はススキの草原が広がり、南側には葛城山脈の屋根筋連峰、北側には阪神方面、六甲連峰をはじめ晴天時には遠く淡路島まで眼下に入るなど展望に優れた山で、標高約 900m と比較的登りやすく、またダイヤモンドトレールの（長距離自然歩道）の見どころの一つでもあることから、四季を通じ多くの人で賑わいます。山頂一帯は秋になるとススキの黄金の穂が広がり、秋空と相まって美しい景観をつくり出します。地元では「キトラ」と呼ばれ、約 300 年前から滝畑地区の共有地として、茅葺屋根の材料となるススキの管理が行われてきました。現在も文化財建造物の保全に欠かせない資源として重要な役割を果たしています。

岩湧山の中腹には自然公園施設の岩湧の森があります。休憩施設の四季彩館を中心に、七つ道と呼ばれる登山道、広場や水辺などがあり、目的に応じて多様な楽しみ方ができます。岩湧寺周辺のスギの高木にはムササビが住みついており、秋ごろにはムササビウォッチングという観察イベントが開催されます。また5月にはシャクナゲ、9月にはシュウカイドウなど季節の花々で彩られ、豊かな自然が訪れる方に癒しをもたらしてくれます。



写真左：岩湧山山頂の茅の草原 右：岩湧の森 四季彩館



写真左：岩湧の森のムササビ 右：岩湧の森での自然体験イベント

(8)河内長野市林業総合センター（木根館（きんこんかん））

河内長野市林業総合センター（木根館）は森林林業に関わる情報・学習・交流などが出来る拠点として、平成2年度に整備されました。林業に携わる方々への情報発信や会議、研修などが行われるほか、森林や自然をテーマに人と森林との関わりを伝え、おおさか河内材の宣伝PRを行うなど、都市と森林をつなぐサテライトとして、森林や木材利用の普及に関わる事業を行っています。市町村が森林林業の普及にかかわる施設を管理運営している事例は全国的にも珍しく、大阪にありながら豊かな自然を有する本市ならではの施設と言えます。月ごとに様々な木工体験が企画されるなど、木に手軽に触れることができます。

《利用状況》

※使用料免除の利用を含む

	木工室		大会議室		小会議室	
	使用日数	利用人数	使用回数	利用人数	使用回数	利用人数
令和元年度	282	2,827	60	1,245	28	259
令和2年度	262	1,421	37	521	13	74
令和3年度	281	1,539	31	339	3	16
令和4年度	308	1,778	60	740	18	98
令和5年度	307	2,217	97	896	25	191
令和6年度	307	2,397	110	1,323	32	230
令和7年度	集計中					
令和8年度	集計中					



写真左：施設外観



写真右：木工室

(9)林業を担う人材の育成について

森林の持つ水源涵養、災害の防止、環境の保全等の多面的機能を発揮させていくためには、植栽から、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、主伐に至る森林の施業及び森林資源の循環利用を適切に実施していく担い手を確保する必要があります。しかしながら、近年の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業労働者の減少・高齢化の進行等厳しい状況となっています。

大阪府内及び河内長野市内の林業従事者数は以下の表のとおり、減少傾向で推移しています。持続的に森林を管理していくため、林業経営体と協力しながら人材の確保に取り組んでいく必要があります。

	大阪府内	河内長野市内
平成 22 年	449 人	48 人
平成 27 年	367 人	22 人
令和 2 年	314 人	18 人

表：林業就労者数の推移（出典：大阪府林業労働力の確保の促進に関する基本計画（大阪府）、河内長野市統計情報）

(10)シカ対策について

我が国における野生生物による森林被害の最大の要因はシカです。シカは植栽苗木を食べるほか、成長木の樹皮剥ぎにより商品価値が低下する、最悪の場合枯死させることがあります。また生息密度が増えると林内のあらゆる植物を食べることで土砂流出を招くこともあります。このため、シカの影響が深刻化する前の対策が重要です。

これまで大阪府内でシカの定着や被害が見られたのは淀川以北の北部地域のみでしたが、近年、本市含む大和川以南の南部地域にもシカが現れるようになりました。府が令和 6 年度に実施した定点カメラによるモニタリング調査によると、河内長野市域では小深や千早口を中心に広く目撃されており、メスジカや子どものシカも確認されたことから、定着が進んでいるものと推測されています。現状、樹皮剥ぎや苗木の食害などの林業被害は発生していませんが、継続的なモニタリング調査や罠の設置により、個体数の把握や、状況に応じて個体数の管理に努める必要があります。またモニタリング結果に応じて、有害鳥獣捕獲による個体数管理等の対策を検討することも必要です。



図：大阪南部へのシカの侵入・定着の状況（令和 7 年 8 月 29 日シカ・イノシシ保護管理検討会資料 独立行政法人大阪府環境農林水産総合研究所作成）

3 第2期かわちながの森林プランの総括と課題

第2期森林プランでは、3つの基本方針である「A.多面的機能保全のための森林」「B.おおさか河内材生産を担う森林」「C.学び楽しむための森林」に沿って各施策を行ない、企業との協働による森林整備や、林業経営体等に対する補助事業や計画策定支援による林業振興、地元材であるおおさか河内材のブランド化による木材利用の促進、森林環境教育などによる次世代の育成や市民の森林利用の推進に取り組みました。しかしながら、森林整備面積の進捗や、森林資源の利活用における課題も残りました。各施策の基本方針と、成果と課題は以下のとおりです。

A.多面的機能保全のための森林

○基本方針

A-1.環境を重視した森林整備の推進

針広混交林※4や広葉樹林は、水源涵養機能や生物多様性保全機能等の多面的機能が人工林より高いと言われています。そのため手入れがされず放置された森林や、立地条件等から林業経営を続けることが困難な森林について、混交林や広葉樹林への誘導を図ります。

A-2.100年の森林づくりの推進

長伐期施業※5により、吉野林業に負けない、高齢級※6の優良材を産出する森林づくりを推進します。

A-3.森林経営管理制度※による森林整備の推進

河内長野市では、森林経営管理制度による森林に関する森林所有者への意向調査を令和3年度から15年程度かけて行います。当面の計画は次のとおりです。

①意向調査

令和2年度に意向調査準備ということで意向調査を進めるための優先順位及び計画を作成したうえで進めていきます。優先順位は、「傾斜が緩い・人工林がまとまっている・路網※7から近い・立木密度が高い・施業履歴がない」等により搬出等での経営が成り立ちやすく、「境界・所有者が明確である」といった林班※8から優先して実施することを考えています。

※4 針広混交林

針葉樹と広葉樹が同じ森林内に生育している森林のこと。一般に生物多様性や防災機能の高い森林と言われます。

※5 長伐期施業

林業で通常の伐採期よりも2倍程度長い林齢で主伐を行うこと。大径木になることで高単価での売買が期待できるとともに、森林の公益的機能を安定的に発揮させることにつながります。

※6 高齢級

人工林は5年を1齢級として管理されます。長伐期施業などにより齢級が高くなった森林を高齢級といいます。

※7 路網

林道や林業専用道、森林作業道などの林業で使用する道やその配置を路網といいます。道路を整備し、路網密度を上げることで、効率的な施業が期待できます。

※8 林班

森林の区画の単位で、都道府県が作成する地域森林計画で定められます。

②森林整備等

意向調査の結果により、管理されていない森林の管理を推進するため、森林所有者への管理の働きかけや森林経営計画の作成促進、必要に応じて市での管理受託を検討します。市で委託を受ける場合、条件の良い箇所では経営管理権集積計画を策定し、意欲と能力のある林業経営者に再委託をする一方、条件の悪い箇所では、市直営で森林整備を行います。意欲と能力のある林業経営者は、大阪府で選定された者の中から市で選定することになります。また、林業経営者への補助も検討します。

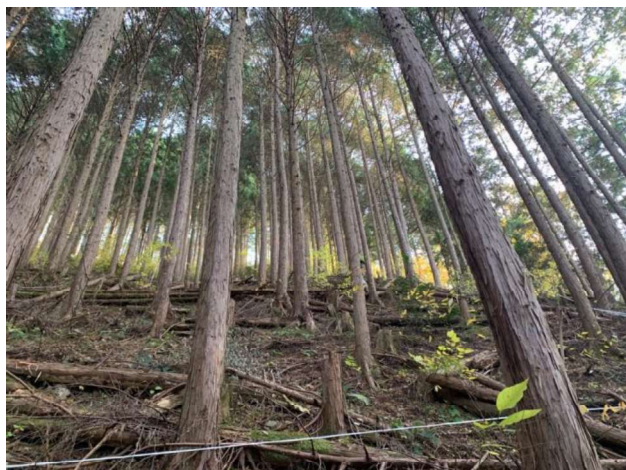
③申出による森林整備等

その他、意向調査未実施であっても、森林所有者の申出に基づき民間事業者が自発的に経営管理権集積計画（案）を作成し、その案をもとに市が当該計画を策定した場合も、林業経営者が森林整備を行う場合の補助を検討します。

○主な施策と成果指標

施策	概要	評価指標	目標値	実績値
森林経営管理制度による森林整備の推進	森林経営管理制度による森林所有者への意向調査や森林整備の実施	意向調査面積	1,200ha (R8 まで)	495ha (R7 年度)

本市では令和 3 年度から森林経営管理制度に基づく意向調査を開始し、令和 6 年度までにのべ約 240ha の私有林の所有者に対する意向調査を実施しました。令和 6 年度には森林経営管理権集積計画を策定し、本市が経営管理権を取得しました。これは大阪府内の自治体では初めての取り組みです。経営管理権に基づき、経営が成り立つ森林では意欲と能力のある林業経営体※9 に経営管理の再委託を行い、経営が成り立たない森林では本市が発注者となって間伐業務を行いました。



写真：間伐業務の施工状況（滝畑地区、左：施工前 右：施工後）

※9 林業経営体

地域で林業活動を行う民間企業や森林組合等のこと。小規模分散の森林の所有形態である我が国において、集約的な森林の管理を行うことが期待されます。

○森林整備における課題

市内人工林のうち、第2期森林プランの期間中に間伐等の施業が行われたのは **ha** (%) でした。また森林経営管理制度に基づく意向調査の進捗は、不在村※10の森林所有者の調査等に時間を要し、令和8年度時点で計画量1,200haに対して実施量495.4ha(41.2%)となっています。

人工林において間伐が不足すると、樹幹の肥大成長が阻害され、細長い樹形に育つことから、台風などによる風倒木の被害を受けやすくなります。また林冠※11が閉鎖して林内が暗くなることから、下層植生※12が消失し、降雨等により斜面の土砂が流出しやすくなり、山地災害の危険性の増加や水源涵養機能の低下など、森林の公益的機能の低下につながります。人工林における間伐等の森林整備を着実に実施するため、補助金等様々な事業を活用するとともに、林業経営体の森林経営計画や大阪府の航空レーザー計測データの活用等により、計画的かつ戦略的に施業を進める必要があります。

第2期森林プラン中に行われた森林整備（間伐等）の面積（ha）

年度	河内長野市（ha）	林業経営体等（ha）	大阪府（ha）	小計（ha）
平成29年度	104.5	38.1	22.6	
平成30年度	85.4	51.5	13.1	
令和元年度	81.1	58.1	9.7	
令和2年度	102.5	56.7	23.3	
令和3年度	0.0	107.7	14.2	
令和4年度	0.0	69.4	16.9	
令和5年度	0.0	110.9	16.2	
令和6年度	5.2	85.4	14.8	
令和7年度	2.2	151.3	21.7	
令和8年度	25.0（予定）	集計中	27.5（予定）	
合計	405.9		180.0	

※河内長野市では令和2年度までは市主体による森林整備を行ってきましたが、令和3年度からは森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に基づく計画策定や意向調査や、林業経営体等への補助金予算の拡充を行うこととしたことから、森林整備の面積が減少しています。

※10 不在村

居住地とは異なる市町村に、農地や森林を所有している方のこと。

※11 林冠

森林における最上部を形成する層のこと。

※12 下層植生

森林における地上部付近に生育する草本類や低木類、若齢木のこと。適度に下層植生があると、土砂流出の防止等の効果が期待できます。

B.おおさか河内材生産を担う森林

○基本方針

B-1.おおさか河内材の利用促進

おおさか河内材を売り込むための戦略を立案します。

B-2.生産体制・製造体制の構築

主伐・間伐の推進を図るとともに、おおさか河内材の安定供給を図るための製造流通の仕組みづくりを行います。

B-3.人材育成

おおさか河内材の生産を担う人材を育成します。

○主な施策と成果指標

施策	概要	評価指標	目標値	実績値
おおさか河内材の利用促進	おおさか河内材活用支援事業補助金による木材利用の促進	活用実績	65m ³ /年	39m ³ (R6 年度)
生産体制・製造体制の構築	施業集約化に向けた森林経営計画の作成促進	経営計画作成面積	1,500ha (累積値)	1,741ha (R6 年度)
	路網整備の推進	開設・拡張路網延長	25,000m (累積値)	15,705m (R6 年度)
	搬出間伐の推進	原木材積	20,000m ³ (累積値)	8,352m ³ (R6 年度)
人材育成	森林所有者向け勉強会	参加人数	100 名 (累積値)	81 名 (R6 年度)

本市ではおおさか河内材の利用促進を図るとともにモデルとなる事例を蓄積するため、令和2年度よりおおさか河内材活用支援事業を開始し、おおさか河内材で住宅や店舗等の河内長野市内での新築や増改築を行う場合、費用の一部を補助しています。事業開始以降、住宅や商業施設、店舗など幅広い施設において、のべ〇件（木材使用量〇m³）の補助を行いました。

またおおさか河内材を生産する各段階におけるサポートを行いました。原木生産の段階では、森林施業の集約化を図り、効率的な施業を推進するため、森林経営計画の作成や変更に関する指導、助言を行いました。その結果、市域では14地区の森林経営計画が策定されており、継続的かつ計画的な施業が行われています。製材や流通の段階では、おおさか河内材販売促進協議会※13の運営のサポートを行い、おおさか河内材のサプライチェーンの構築を推進しました。

また林業経営体による林業活動を経済的に支援するため、国の補助事業に対する上乗せ補助を行うほか、令和7年度から国の美しい森林づくり基盤整備交付金事業を本市内で導入、従来の補助事業では対象にならない高齢級の人工林の施業の支援を行いました。

※13 おおさか河内材販売促進協議会

おおさか河内材の普及を通じて、地域の森林林業・木材産業の振興を図ることを目的とした、林業経営体や製材所等の民間事業者からなる協議会のこと。

	使用量(m3)	使用表面積(m2)	補助額（円）
令和3年度	41.3		3,590,000
令和4年度	51.1		4,277,500
令和5年度	9.5		899,500
令和6年度	25.2		2,020,000
令和7年度	56.4	51.0	4,238,000

表：おおさか河内材活用支援事業補助金の実績の推移



写真：おおさか河内材活用支援事業補助金の実施状況（左：ノバティながの南館 右： ）



写真左：路網整備と間伐の状況（天見地区）

右：木材総合センターの原木市場（千早赤阪村）

○木材生産・木材利用・人材育成における課題

全国的に人工林が本格的な利用期を迎えている中、長期に渡る木材価格の低迷により山元への十分な還元が進まず、主伐、再造林が進まない状況にあります。本市の人工林においてはそのほとんどが伐期を超えていることから、補助事業を活用して主間伐などの施業を促進するとともに、木材生産量の向上を図る必要があります。市内の森林経営計画は目標値を上回る面積で策定され、林業経営体による計画的な森林管理が行われていますが、路網の整備や搬出間伐については目標値を下回りました。これは補助事業にかかる予算や林業経営体のマンパワーなど種々の要因により、森林経営計画に基づく間伐が進んでいないことが考えられ、森林経営計画の進捗を加速化していくことが課題として挙げられます。

また木材の需給関係の点では、主伐や搬出間伐による木材生産を増進するとともに、市民・民間企業・行政などあらゆる主体による木材利用を推進し、川上・川中・川下※14 の業者が連携して、適正な価格で木材が取り引きされ、山元に還元されるようなサプライチェーンの在り方を考える必

要があります。おおさか河内材活用支援事業補助により、市内でのおおさか河内材の利用事例は増えてきていますが、川中の製材所と工務店等の川下の事業者との連携はまだ十分に図られていないとは言えません。

C.学び楽しむための森林

○基本方針

C-1.市民参加による森林づくり

行政や森林所有者だけでなく市民やボランティア団体等さまざまな主体の参加により、市全体として主体的に森林づくりを行うことを目指します。

C-2.企業・研究機関等との協働による森林の利活用

より多くの企業・研究機関等に市内の森を活用いただくための連携体制強化、森林整備を行います。

C-3.広報活動の推進

市民自らが森林を守り育てる意識を持ってもらうとともに、森林の持つさまざまな多面的機能の重要性を理解してもらうため、市民へのPR活動や森林・林業体験学習を行います。

C-4.レクリエーションとしての森林活用

市内外の住民がレクリエーションや観光、健康、森林環境教育を目的として訪れる仕組みの整備を行います。森林環境教育では、特に森林ESD事業※15に取り組みます。

○主な施策と成果指標

施策	概要	評価指標	目標値	実績値
企業・研究機関との協働による森林の利活用	アドプトフォレスト制度に参画している団体の活動支援	活動団体数	3 団体	4 団体
レクリエーションとしての森林活用	森林ボランティアの継続的な活動推進	活動回数	140 回 (R8 まで)	125 回 (R6 時点)
	森林 ESD の推進	実施小学校数	13 校	12 校

※14 川上・川中・川下

木材の流通を川の流れにたとえ、川上：森林所有者や林業経営体等、川中：製材所等、川下：工務店や家具店等の需要者を表します。

※15 森林ESD事業

持続可能な社会づくりに向けた課題を見出し、それらを解決するために必要な能力・態度を身につけることを「ESD」といい、特に森林を活用したESDを「森林ESD」といいます。森林ESDを小学校の授業で提供することにより、森林問題や環境問題等を身近に捉え、より広く自主的に森林に親しみ、自ら進んで社会問題学習の習慣を身につけ、ひいては持続可能な社会に活躍できる人材に育つ児童生徒の育成を行っていきます。

本市では森林を持続的に保全するため、多様な担い手の確保、育成に取り組んでいます。

森林環境譲与税を活用し、市内の小学5年生を対象とした森林ESDでは、本市の豊かな森林を舞台に、森林林業をはじめとした社会課題を解決する能力を身につけることを目的とした森林環境教育を行いました。令和2年度のモデル事業から実績を重ねて参加校を増やし、令和7年度では13校中12校で実施しました。ESD事業に参加した教員を対象にしたアンケートでは、高い満足度を得られたことがわかりました。

また森林ボランティアの育成を目的に、森林ボランティア団体に対して継続的な活動の支援を行いました。うち1団体であるNPO法人森林ボランティアトモロスは森林ESDの講師や岩湧の森の拠点施設である四季彩館の管理運営、さらにアドプトフォレスト活動※16の指導者など幅広い役割を担っています。本市の森林保全や事業運営において森林ボランティアの担うところは大きく、引き続き森林ボランティアの育成等に取り組む必要があります。

さらに本市の森林では、大阪府のアドプトフォレスト制度に基づき、民間事業者による森林保全活動が行われています。第2期森林プランの期間中では、約 1ha の森林を対象に、計4社が活動されています。林業経営に不向きな人工林も民間事業者の力を借りることで整備を進めることができることから、引き続きアドプトフォレスト活動に参加する民間事業者の募集や支援に取り組んでいく必要があります。

高島屋	憩暖
概要と写真	

※16 アドプトフォレスト活動（制度）

アドプトフォレストとは大阪府が森林所有者と企業との仲人になり、森林所有者と協力しながら企業による森づくりを進める制度です。

日本農業	ニュージェック

○森林の利用における課題

森林 ESD 事業は令和 7 年度は市内の小学校 13 校のうち 12 校で実施しており、教員・生徒へのアンケートでは高い満足度が得られるなど一定の成果が得られているものの、人件費の高騰などにより、事業の継続に課題が生じています。また市民参加によるモデル林の整備については森林所有者との調整が進まず、候補地の確保ができなかったため実績を上げることができず、森林の需要者とのマッチングといった森林のさらなる活用は、第 3 期森林プランの課題と言えます。

第3章 これからの森林づくり

1 森林・林業の将来像

(1) 森づくりについて

市域の約7割を森林が占める本市では、森林の7割を占める人工林の適切な管理や雑木林、竹林の保全は重要である一方で、限られた予算、人員で広大な森林の維持保全を行うには、効率的かつ計画的な取組みが必要です。そのため、大阪府森林整備指針に基づき、森林の社会的条件や自然的条件をもとに管理の方向性を定め、計画的な施業を進めることとします。同指針では以下の4区分の管理の方向性が示されています。

① 資源循環林

林業適地にあるスギ・ヒノキ人工林は、「資源循環林」として人工林の林業経営を通じて、維持管理を行っていきます。

② 広葉樹林への誘導・転換

林業不適地にあるスギ・ヒノキ人工林は、「広葉樹林への誘導・転換」を図ることで、維持管理費用を縮減し、災害に強い森林として維持します。

③ 資源管理林

健全な広葉樹林を維持しつつ、林業適地にある広葉樹林・竹林等は、森林資源を有効活用する仕組みを検討し、資源活用を通じた森林管理を進めます。

④ 自然遷移林

林業不適地にある広葉樹林・竹林等は、特に手入れを要しない「自然遷移林」としますが、災害が懸念される場所では、必要に応じて公的な対策を実施します。

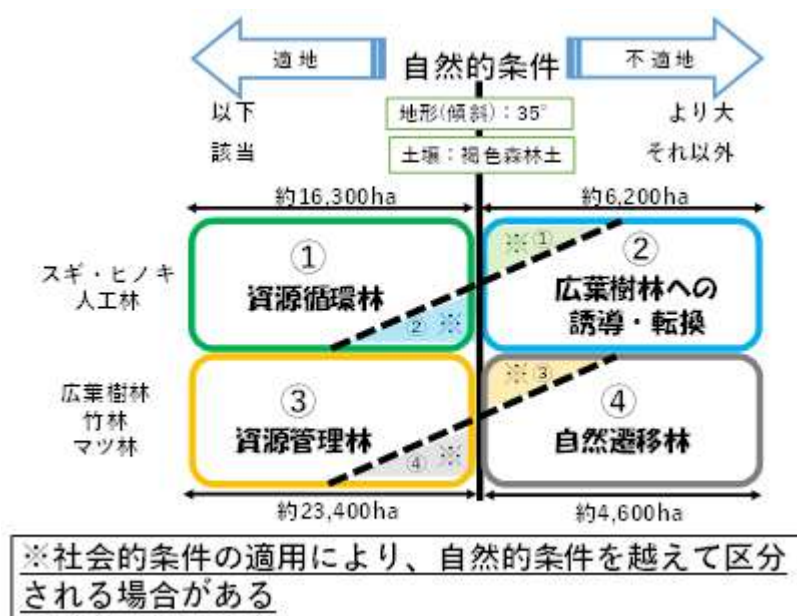


図 大阪府森林整備指針より

これらの区分に基づき、森林のゾーニングを行うと以下のとおりになります。

ゾーニング図（作成中）

また近年、地球温暖化に起因する異常気象による豪雨災害が激甚化している中で、森林や下流域の保全対象の山地災害による被災リスクについても考慮する必要があります。大阪府では山地災害危険地区※17を公表しており、森林や山間部に多くの集落を多く有する本市域は広い範囲で山地災害危険地区の指定がなされています。大阪府では令和8年度に「大阪府森づくり推進アクションプラン」を策定し、今後の森林管理における林業経営だけでなく森林防災の観点を含めたゾーニングの考え方を示しています。

上記を踏まえ、森林の社会的、自然的条件に基づくゾーニングに加え、森林経営計画の策定状況や森林所有者の意向、さらに山地災害の防止や被災リスクなど森林防災についても考慮してゾーニングを行い、維持管理コストを低減しつつ、生物多様性の保全を含め、公益的機能の高い森林に向けた施業を推進します。

ゾーニング図（府アクションプランを踏まえ作成予定）

※17 山地災害危険地区

山地災害危険地区は森林災害が発生するおそれのある地区のことで、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の3種類があります。



山地災害イメージ

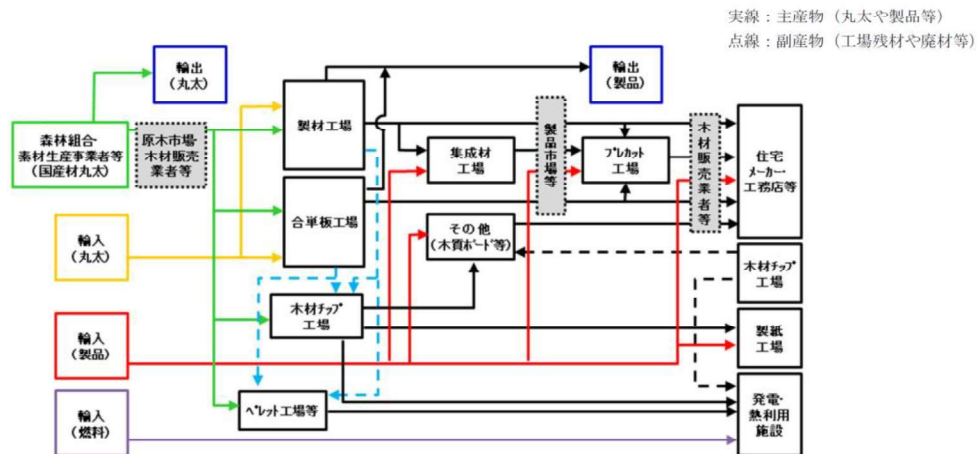
(2)木材の生産について

我が国での国産木材の需給は安い外国産木材に押され、価格、自給率ともに低迷していましたが、近年、国産材の利用増に伴い自給率は40%まで改善しており、国はさらなる木材の利用拡大として、非住宅分野や中高層建築物など木材利用が進んでいない建築物等での需要拡大を目指しています。都市域である大阪府においては、民間企業に加え、都市部自治体による森林環境譲与税を活用した木材利用による需要の拡大が期待されます。木材を有効活用し、林業・木材産業の成長産業化に確実に繋げていくためには、需要拡大に向けた取組とともに需要者側のニーズに応じた木材を安定的に供給できる体制を構築することが重要です。山側の自治体としては、需要と供給の市場バランスに留意しつつ、木材を安定供給できる体制を整えていくとともに、新たな需要の創出にも取り組んでいく必要があります。

近年のおおさか河内材（河内長野市、千早赤阪村、河南町にて生産されるスギ、ヒノキ等）の木材センター（千早赤阪村）での取扱い量は年2,3千m³程度で推移している一方で、本市の森林蓄積量は年々増加しています。今後、作業システムの改良やスマート林業により生産性を向上させ、主伐や搬出間伐の促進することで生産量を増加し、山主への還元を進めていく必要があります。

地域産木材の利用は環境負荷が少なく脱炭素社会の実現に向けた取組みとして有効であるほか、地域産木材を利用することは地域の森林整備を促進し、流域内の森林の貯水機能を高めることにつながることから、流域保全上も重要と言えます。また生産された木材を地域の製材所で加工することは地域の雇用創出や産業振興の点で重要です。

こうしたことから、本市としては、おおさか河内材の生産性向上と生産量の増加に取り組むとともに、おおさか河内材販売促進協議会等の川上、川中の事業者や、都市部の自治体や民間企業、また工務店等の川下の事業者と連携し、地元である河内長野市内や南河内地域、また大消費地である大阪市内等において、適切な価格で、安定的に利用されるサプライチェーンを構築していくことが求められます。



- 注1：主な加工・流通について図示。
 2：点線の枠を通過する矢印には、これらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には、木材販売業者等が介在する場合が含まれる。
 3：原木市場・木材販売業者等を経由する矢印には、原木市場・木材販売業者等が商流のみを担い、原木は伐採現場から製材工場等へ直送されるものも含まれる。
 4：製材工場及び合単板工場から木材チップ工場及びペレット工場等への矢印（水色点線）には、製紙工場、発電・熱利用施設が製材工場及び合単板工場から直接入荷したものも含まれる。
 資料：林野庁作成。

図：木材流通の概観（林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン（林野庁））



(3)市民等の森林利用について

森林は木材を生産するだけではなく、様々な機能があります。例えば森林を訪れる人に保養やレクリエーションを提供する「保健・レクリエーション機能」、風致景観や教育の場、伝統文化を提供する「文化機能」、大気中の二酸化炭素を吸収する「地球環境保全機能」などがあげられます。

林野庁ではこれらの機能に着目し、木材生産としての林業に加え、森林空間を活用した観光・健康・教育などの新たなビジネスである森林サービス産業を組み合わせた新しい森林での経営活動である「森業」を推進しています。これにより従来の林業だけに依存しない多様な収益機会を地域にもたらし、山村の活性化と森林の持続的管理の両立を目指しています。一方で民間企業では、2050年カーボンニュートラルに向けた環境に配慮した企業活動が求められることに加え、労働力不足を背景とした企業エンゲージメントの向上や、企業活動の持続可能性が必要とされています。また本市では市民のウェルビーイング（身体的、精神的、社会的、自己存在的に良好な状態）の実現に向けて取り組んでおり、このような社会の変化やニーズに対し、森林による課題解決を提案するなど、木を切るだけではない林業を推進することは、自然資本として森林を再価値化することにつながり

ます。長期的な木材価格の低迷が続く中、本市においてはこのような変化を好機と捉え、木材の販売以外の方法で利益を得る枠組みを検討し、森林へのさらなる需要創出や経済的な価値の向上などに取り組んでいく必要があると言えます。



2 基本理念

第2期プランでは、市内の森林や林業の現状に照らし、今後目指すべき方向性として基本理念を「河内長野の森で育まれた自然の恵みを活かし、多様な主体により守り育てる」とし、その実現のために目指すべき森林の状態を3つの基本方針として「多面的機能保全のための森林」「おおさか河内材生産を担う森林」「学び楽しむための森林」としました。第3期プランではその理念を引き継ぎ、発展させていくことを目標に、以下のとおり基本方針を定めます。また、各基本方針をもとに基本施策を策定し、その具体的アクションとして実行プランを策定します。

「森林の公益的機能の維持向上と持続的な森林の経営管理の推進」

「おおさか河内材の流通と利用の促進」

「森林の市民による利用の推進と自然資本の再価値化」

森林とまちがつながっているイメージ

3 基本方針

本市は市域の7割にあたる約7千haを森林が占めており、これは大阪府内では能勢町に次いで二番目の広さとなっています。市域の森林が水源の涵養や山地災害の防止などの公益的機能を高度に発揮し、市民の安心安全で快適な暮らしを支え続けるためには、長期的な計画に基づく最適化された予算のもと、効率的かつ効果的に事業を実施していく必要があります。以下のとおり、森林の分類に応じた森林整備の方針を記します。

A. 森林の公益的機能の維持向上と持続的な森林の経営管理の推進 (森林整備について)

本市の森林の7割を占める人工林の適正な管理を持続的に行うためには、経済林として維持できるか、つまり経営が成り立つかどうか、という視点は重要です。

林野庁は森林・林業基本計画※18において、マクロ的な試算に基づき、我が国の約1,000万haの育成単層林※19を約660万haに絞り込み、効率的な経営を行う方針を示しています。全国的な目標を単純に数値に落とし込むことは適切ではありませんが、経営の成り立たない人工林を公費で漫然と維持し続けることは持続可能な森林経営とは言えないことから、林野庁の示す方向性を参考に、本市の人工林をどのように管理していくか、戦略的に検討を行う必要があります。ただし、あくまでも個々の森林の経営管理の方針を決めるのは森林所有者であり、本市としてのエリアごとのゾーニングを行うものの、個別の森林については森林所有者や管理委託を受ける林業経営体の意向を尊重します。

①人工林（育成単層林）の整備・保全

前述のとおり、経営が成り立つかどうかという視点で、今後も人工林として維持していくことが可能な森林については林業経営体による森林経営計画に基づく経営管理を推進します。本市としてはなるべく国、府の補助金を活用した補助事業により後押しするとともに、森林経営計画の変更や更新等の機会に当該計画の妥当性や今後の展開について、本市の有する航空レーザー計測データなどの新しい技術を活用しながら、林業経営体とともに考え、必要な指導や支援を行います。

また何らかの要因で経済林としてのポテンシャルがあるにも関わらず、森林経営計画が策定されていない森林については、森林経営管理制度に基づき、森林所有者が本市への委託を希望する場合には、林業経営体への再委託を行い、育成単層林として経営管理していきます。

森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査にあたっては、第2期森林プラン期間中の課題であった進捗率の向上を図るため、令和2年度に策定した計画を基本としながらも、地域で活動する林業経営体に意見徴取を行うなど、地域との連携を図って取り組みます。

※18 森林・林業基本計画

森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、我が国の森林・林業施策の基本的な方針等を定めるものであり、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。

※19 育成単層林

一斉に植林を行うこと等により、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成される森林（単層林）を造成する森林づくりの方法。

森林整備の推進にあたっては、大阪府との連携も不可欠です。大阪府では治山事業による森林整備や土石流・流木対策、流域治水対策等が行われており、府と連携しながら森林整備を進めていく必要があります。

②針広混合林、広葉樹林への誘導

自然的条件及び社会的条件を考慮して経営が成り立たないと判断される人工林は、比較的維持管理にかかるコストが低く、防災力が高いとされる針広混合林に誘導していきます。この際、大阪府環境農林水産総合研究所の「広葉樹林化技術マニュアル」を参考に、広葉樹の進入、定着が可能な森林は間伐を繰り返すことで徐々に針広混合林化を図ることとし、広葉樹の進入が期待できない森林は単層林として維持し、長伐期施業を行うこととします。

③広葉樹林の保全

広葉樹林は多種多様な樹種、階層の樹木で構成され、こうした森林は自然災害や森林病害虫にも比較的強いとされることから、基本的には手を入れず、自然の遷移に任せることとします。ただし台風等の自然災害の際には巡視を行うなど、最低限の管理を行います。

一方で森林経営管理制度は人工林における森林整備を想定したものなので、本制度による施業は広葉樹林では行いませんが、隣接する人工林との境界確定など必要に応じて、森林所有者に境界の確認を行う場合があります。

① ～③のイラスト

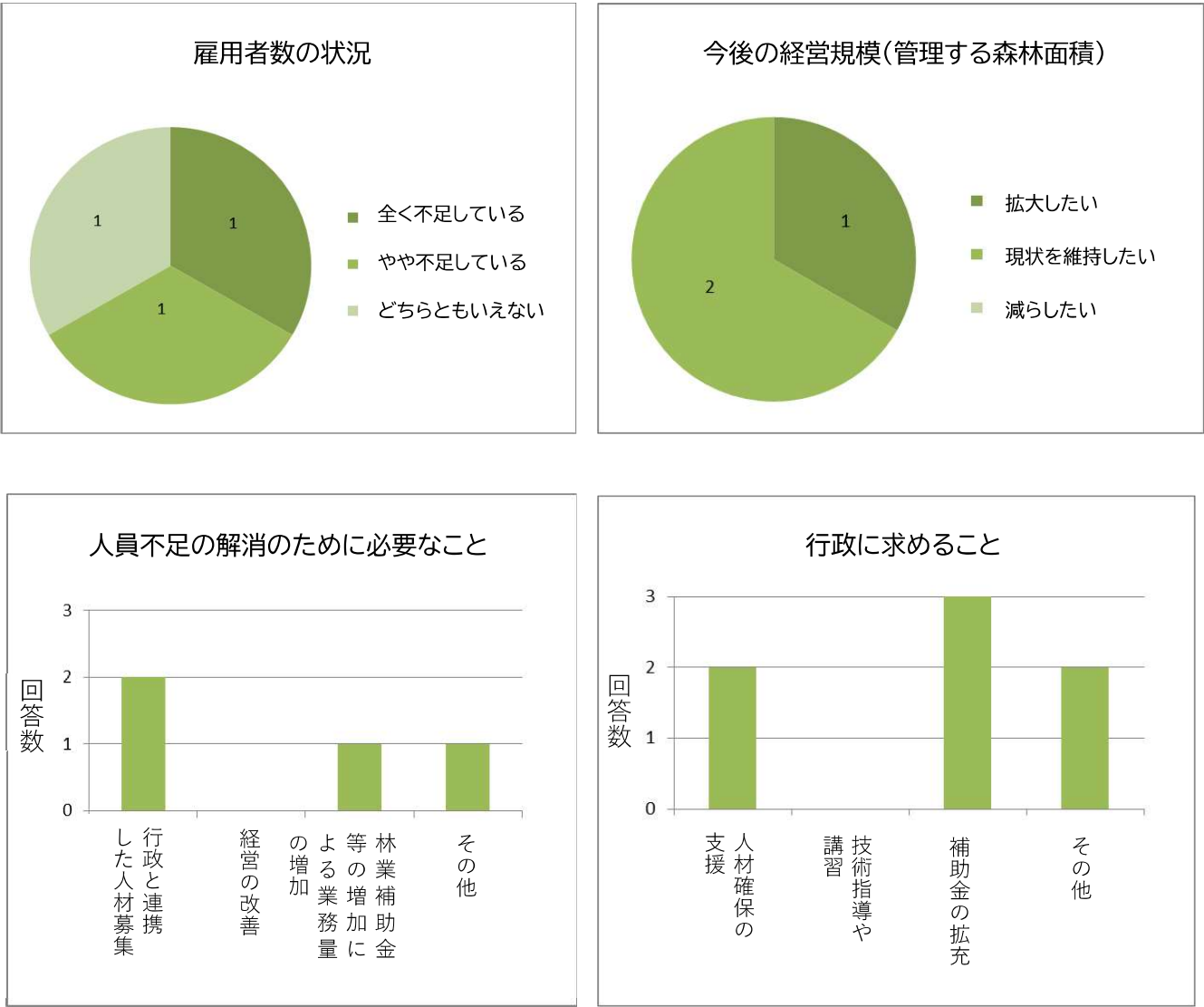
(林業労働力の確保について)

林業における課題として、就労人口の高齢化等による林業就労者数の減少が挙げられます。

先述のとおり、大阪府における林業就業人口は令和 2 年で 314 人と減少傾向にあり、今後、我が国では人口減少が予想される中で、人材確保はますます困難になることが懸念されます。

第3期森林プランの検討にあたり、大阪府内が認定する意欲と能力のある林業経営体3者に対して、雇用状況に関するアンケートを実施しました（実施期間：令和7年10月7日から23日まで）。まず人員が不足しているとの回答が2者、どちらともいえないが1者と、足りていると答えた経営体はありませんでした。人員不足の解消に向けた対策として、行政と連携した人材確保を求める回答が2者、安定した事業量の確保が1者（複数回答あり）でした。その他の回答では、他府県の林業大学校との連携・関係構築、有料民間求人会社活用、他の森林組合間との労務連携が挙げられました。

今後の経営規模（管理委託を受ける森林の面積）については、拡大したいとの回答が1者、現状維持が2者と、いずれの経営体も持続的に森林の管理を行う意向がありました。第3期森林プランでは、林業経営体とコミュニケーションを取りながら、人材確保の観点で、安定的な予算確保や雇用促進に向けた具体的な取り組みや支援を進める必要があります。



（林業経営における生物多様性の保全について）

市域の森林の約7割が人工林である本市において、生物多様性に配慮した林業経営を行うことは極めて重要です。林野庁は森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針をとりまとめており、これを踏まえて市域の森林の管理や林業経営体等に対する指導を行います。具体的には、一

定の面的広がりにおいて、様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階などから構成される森林をバランスよく配置することや、生態系の連結性を高め、森林生態系ネットワークを形成するために、伐採等の施業の際に人工林周辺の天然林等や、溪流沿いや尾根筋の森林を保残帯とするなど、生態的なまとまりを考慮した上で有機的につなぐことが有効とされています。また人工林では、伐採・搬出等の人為的な攪乱が生物多様性に悪影響を及ぼすことがないように配慮するほか、適時・適切な間伐の実施などの計画的な森林施業に加え、土砂流出や土壌侵食の防止、生物多様性保全上重要な溪流沿いの溪畔林の保全、シカ等の病虫獣害対策などに取り組む必要があります。

B. おおさか河内材の流通と利用の促進

河内長野市では人工林における森林整備に加えて、生産されるスギ、ヒノキなどの木材の利用を推進しています。林業では苗木を植えて、下刈※20や除伐※21、間伐などの施業で木を育て、間伐や主伐により生産される木材を販売して収益を得て、それを原資にまた苗木を植えて、育てて…という一連の工程が繰り返し行われます。この「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源のサイクルをうまく循環させるには、「使う」、すなわち木材利用を進めることが重要です。木材を使うことは、山を守り育てることにつながります。森林を保全することの恩恵は本市にとどまるものではなく、例えば石川流域の下流域自治体における水源涵養や洪水緩和にも寄与するものと言えます。

また木材利用を進めることは、脱炭素社会の実現という点で重要とされています。木材は成長の過程で吸収した二酸化炭素を木材の形で固定することができることに加え、コンクリートや鉄などの建築資材に比べて、材料生産における二酸化炭素の排出量が少ないという特徴があります。都市部で住宅、非住宅問わず木材を利用した建築を推進し、都市に「第二の森林」を作ることが脱炭素社会の実現につながります。

さらに地域の資源である木材の利用を進めることは、地域における雇用創出や産業振興に寄与することも忘れてはいけません。滋賀県木材協会によると、木材への支払額（最終需要額）に対して、地域内の他の産業の生産を誘発した額（生産誘発額）が何倍見込めるかを示す「生産誘発倍率」について、県産材を県内で加工して県内で消費した場合は1.58倍であるのに対し、県産材を県外で加工して県内で消費すると0.40倍、特に産地にこだわらず調達した木材を県内で消費すると0.25倍となるとされており、地域の木材を地元の製材所等で加工して利用することの重要性が見て取れます。

上記を踏まえて、第3期プランでは引き続き、おおさか河内材の利用促進に取り組むとともに、地域の林業経営体や製材所、さらに川下の工務店等のユーザーと連携し、木材の安定生産、安定供給を行い、需要に応じた最適なサプライチェーンの構築に向けた支援を行います。

※20 下刈

下刈は植栽木の成長を阻害する雑草木を刈り払う作業のことです。

※21 除伐

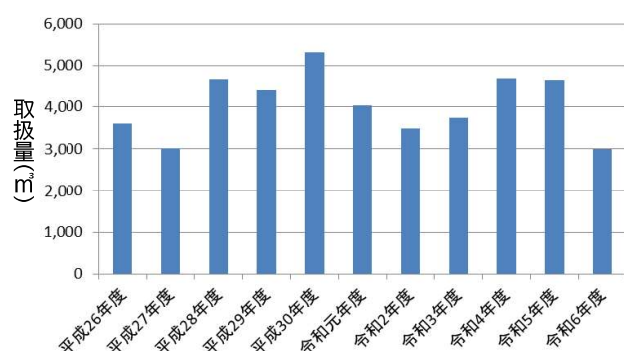
除伐は育てようとする樹木の生育を阻害する他の樹木を除去する作業のことで、下刈りが終了した後に行われます。

①サプライチェーンの検討

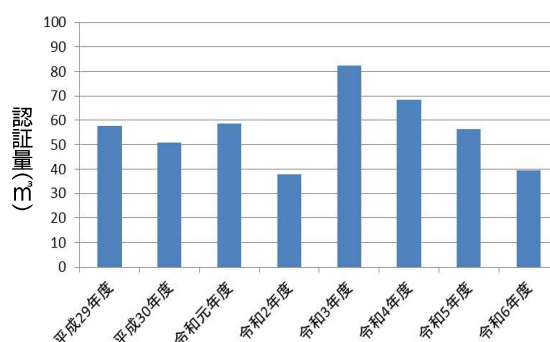
河内長野市産のスギ、ヒノキの木材の生産量は年間 200-2,500m³ 程度で推移しており、ここに千早赤阪村産を加えると 1,500-4,000m³ 程度となります。全国における木材生産量は 3,462 万 m³ (2022 年) ですので、生産量としては極めて少ないと言えます。おおさか河内材は木材としての品質は優れているものの、全国的に林業の機械化や製材工場の大規模化が進む中、全国規模の市場と競争するのは生産効率の点で、素材としても製材としても分があるとは言えません。山主への還元が進み、地域の製材所の経営が成り立つためには、地域産材としての価値をもとに、安定的な需要のもと、適切な価格で取引される仕組みを整える必要があります。例えば製材所においては、今後、木材生産量の大幅な増加は想定されづらいことから、過剰な設備投資を避けつつ、生産効率を高める工夫や需要に即座に応えられる体制の整備より、輸入木材や他の国産材と比較した時に、地域材としての価値を含めて、選ばれる木材である必要があります。

上記を踏まえ、本市としては、おおさか河内材販売促進協議会をはじめとした川上川中の事業者と連携し、木材の年間生産量やそれぞれの事業者が得意とする製材品(板材、柱材、家具等)を活かして、工務店をはじめとした建材や家具等での利用促進を図るほか、民間企業とタイアップした商品開発や安定した需要の創出、店舗での木材利用に向けた新たな需要の掘り起こしに取り組みます。また令和元年度から始まった森林環境譲与税により、都市部自治体においては公共施設等での木材利用が進められていることから、都市部自治体、特に流域でつながる市町村に対し、森林整備や木材利用、森林環境教育等における連携を図るよう働きかけていきます。

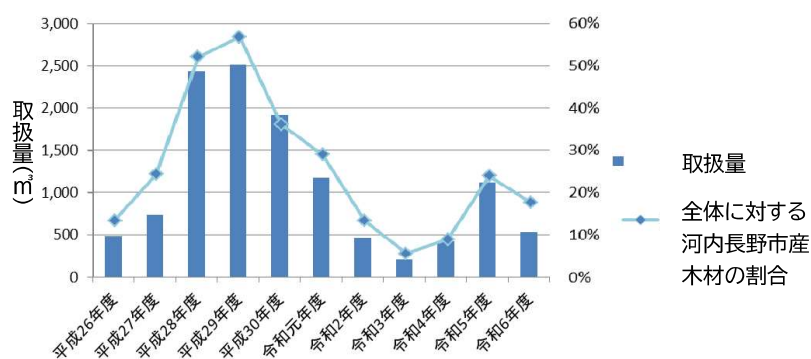
共販所における木材取扱量(全体)



おおさか材(河内長野市産材)の認証量



共販所における河内長野市産木材取扱量と割合



グラフ：おおさか河内材の生産量に関する統計資料

②おおさか河内材販売促進協議会

おおさか河内材の利用促進を図るためには、木材を取り扱う事業者との連携が重要です。おおさか河内材販売促進協議会は、おおさか河内材の販売促進により、大阪府の林業活動促進地区認定制度により定められる「おおさか河内材利用推進地区（河内長野市、河南町、千早赤阪村）」内の森林林業・木材産業の振興を図ることを目的としており、おおさか河内材の製造、流通、販売に携わる事業者および団体等（いわゆる川上、川中）で構成されます。本協議会はおおさか河内材の総合的販売戦略の調整に関することや、事業者および技術者の育成に関すること、森林林業・木材産業振興の意識啓発に関することなどに取り組んでおり、本市はオブザーバーの立場で本協議会の活動を支援しています。

第3期森林プランの期間中においては、上記サプライチェーンの考え方を踏まえ、各事業者の特長を生かしながら、需要者とのマッチング及びおおさか河内材の利用促進につながるよう、一層の連携を図っていきます。



写真：おおさか河内材販売促進協議会の様子

C. 森林の市民による利用の推進と自然資本の再価値化

森林の有する保健・レクリエーション機能や文化機能等の役割は、本市にここにしかない価値をもたらします。

本市の森林が活用されるように、岩湧の森をはじめとした拠点施設の保全に加え、森林環境教育や企業活動等で利用できる森林を確保していく必要があります。また森林を活用したい主体とのマッチングを進めるため、市内外に情報発信を行うなど積極的に働きかけていきます。

①岩湧の森等の自然公園施設の保全及び利用促進

森林を学び楽しむ場として活用する上で拠点となるもののひとつは自然公園施設です。本市を代表する山、岩湧山は景観に優れ、比較的標高が低く（897m）登りやすいこともあり、日々多くのハイカーが訪れます。また岩湧山の周辺には岩湧の森や、ダイヤモンドトレールといった自然公園施設があります。岩湧の森や市域のダイヤモンドトレールは本市が維持管理を行う施設であり、これらの施設を最大限に活用するため、大阪府や管理受託者、さらに民間企業と協力し合い、施設の特性を活かしたイベントの開催などにより、ここにしかない価値を提供することで、市民利用や市外からの集客につなげていくことが重要です。

また岩湧の森では令和7年度に、岩湧の森の登山道の安全確保を目的としたクラウドファンディング「ムササビが暮らす森を未来につなぐ！岩湧の森再生プロジェクト」を行いました。当プロジェクトは岩湧の森の登山道沿いにおいてナラ枯れ等による枯死木が多数発生し

ており、倒木の危険が高まっていることから、枯死木の処理を目的に行ったものです。プロジェクトでは市内外問わず、岩湧山のファンの温かい支援を頂きました。今後も市民や岩湧山のファンの力を借りながら、岩湧の森の管理に取り組んでいきます。

②市民や企業と連携した森づくり活動

森づくり活動に参加する主体を増やすためには、活動できる森林と需要者のマッチングを進める必要があります。既存のアドプトフォレスト制度に加え、森林経営管理制度により市に管理委託の意向がある森林等の活用の可能性のある森林について、民間企業等とのマッチングを図ります。この時、需要者の要望に応じて、市有林をモデルとして活用するなど幅広く検討を行います。また市民アンケートでは、森林を健全に維持するためには市民も参加する必要があるかの問いについて、152 件（95%）が必要と回答した一方で、これまでに森づくり活動にしていることがあるかについては、145 件（91%）が参加したことがないとの回答でした。この結果を踏まえ、意欲のある市民が森林保全に関わることのできる機会を創出していくことが求められていると考えられます。

③森林 ESD 事業による将来世代の育成

豊かな自然に囲まれる本市とはいえ、必ずしも実際に森林に足を踏み入れたことがある子どもたちばかりではありません。本市の森林 ESD 事業では、子どもたちが森林を体感できるように林内の観察を行い、また原木市場、製材所の見学や木工体験により林業や製材業について知ること、森林林業について体系的に学ぶことができます。子どもたちに本市ならではの環境教育の機会を提供し、ひいては森林をはじめとした環境課題に取り組める人材を育成するため、引き続き、ESD 事業に取り組んでいく必要があります。この際、社会情勢等に合わせて、内容等は適宜見直しを行います。

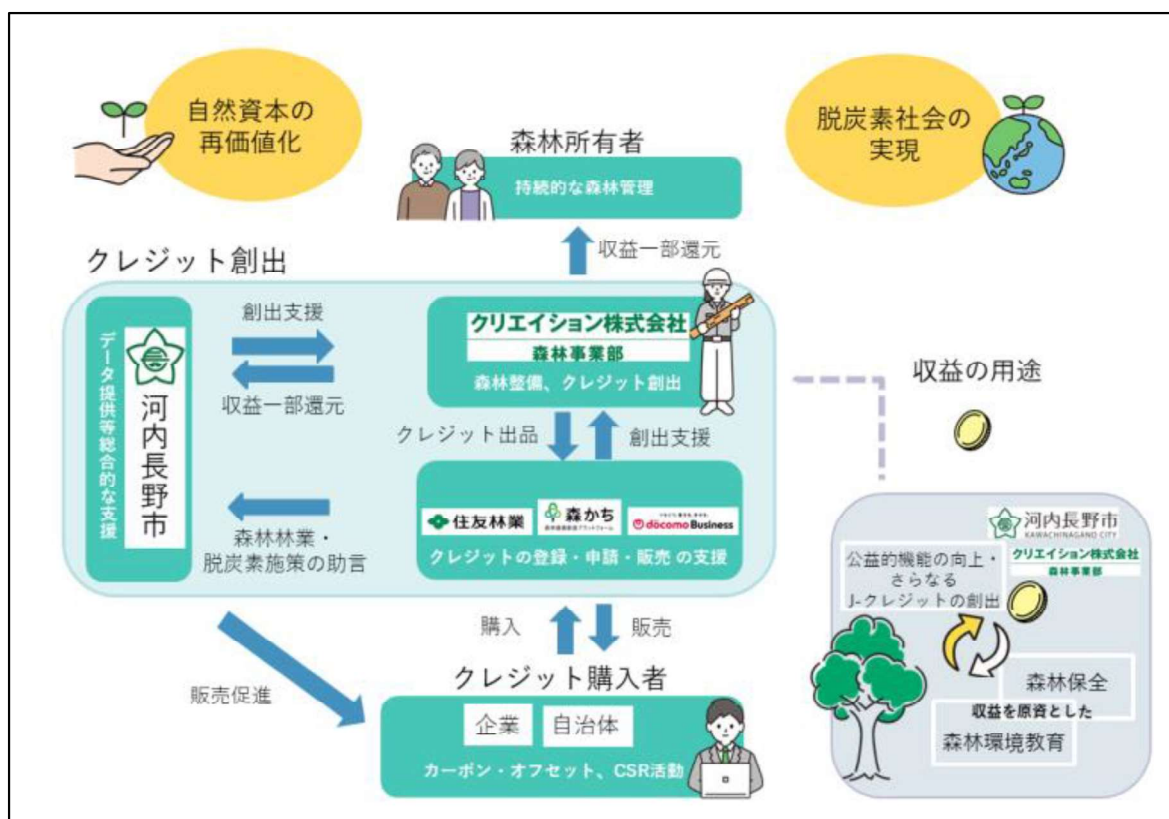
④J-クレジット制度の活用などによる森林の再価値化

木材価格が長らく低迷する中、木材を売る以外の方法で、森林で収益を得る手法として注目されているのが J-クレジット制度です。本制度は、省エネルギー設備の導入や森林管理において、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、売買できるというものです。このクレジットを売買することで購入企業は脱炭素に貢献できるだけでなく、企業が購入したクレジットに支払われた資金は、森林の整備や森林環境教育等に再投資され、地域の林業振興や環境保全につながります。河内長野市では、令和 7 年 11 月 20 日、森林由来の J-クレジット創出に向け、クリエイション株式会社、住友林業株式会社、NTT ドコモビジネス株式会社の 3 者と連携協定を締結しました。森林由来の J-クレジット創出は大阪府で初めてとなります。この協定に基づき、本市では J-クレジットの創出・販売支援など持続可能な森林管理の仕組みづくりに取り組みます。

本市としては、まずは連携協定に基づき、J-クレジットの創出・販売支援に取り組むとともに、中長期的にはこれらの取組みに止まらず、J-クレジットの対象となる森林を拡大し、本市の森林のさらなる価値向上に努めます。



図：J-クレジット概要（出典：J-クレジット制度 HP） 写真：連携協定締結式の様子



図：4 者連携協定の枠組みについて

4 森林環境譲与税の活用に関する基本的な考え方

①河内長野市における森林環境譲与税の使途について

- ・本市における森林環境譲与税の使途としては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）に基づき、

森林の整備に関する施策

森林の整備を担うべき人材の育成及び確保

森林の有する公益的機能に関する普及啓発

木材の利用の促進

その他の森林の整備の促進に関する施策

以上に限るものとします。

- ・森林環境税及び森林環境譲与税の創設にかかる背景を踏まえ、使途については国民の理解が十分に得られるように配慮し、既存事業に充当することなく、新規施策や拡充により効果的な成果が得られる施策に活用するものとします。

②使途に関する優先度について

- ・府内最大の人工林面積を有する本市においては、まずは森林の整備に関する施策に優先的に取り組む必要があると考えています。また持続的に森林を保全するため、人材の育成や確保も同様に重要です。
- ・このことから、本市では森林経営管理制度事業や林業活動への補助事業といった森林整備に資するもの、森林 ESD といった将来世代の育成や確保に資するものを優先して取り組みます。
- ・その他の施策については、予算的なバランスを考慮しながら実施するものとします。

年度	区分			積立	小計	交付
	経営管理	木材利用	普及啓発			
R1	34,424	5,663,075	385,000	5,089,501	11,172,000	11,172,000
R2	10,573,409	0	2,482,076	10,686,515	23,742,000	23,742,000
R3	9,397,507	0	3,216,161	10,993,332	23,607,000	23,607,000
R4	5,223,832	0	3,696,816	19,855,352	28,776,000	28,776,000
R5	6,560,629	0	5,379,221	16,836,150	28,776,000	28,776,000
R6	13,964,485	0	9,631,734	13,157,781	36,754,000	36,754,000
合計	45,754,286	5,663,075	24,791,008	76,618,631		152,827,000

表 森林環境譲与税の執行状況（R7,8 は集計中）

第4章 施策

1 森林の公益的機能の維持向上と持続的な森林の経営管理の推進

ア 森林経営計画及び補助事業による森林整備

- ・ 林業経営体による森林経営計画が維持、拡大されるよう、経済的、または技術的な支援を行います。
- ・ 森林経営計画に基づき森林所有者またはその委託を受ける林業経営体が行う林業活動について、国の補助事業や交付金事業を活用した補助金により林業活動を支援します。
- ・ 森林経営計画の策定や変更、また実際の施業に際しては、大阪府の林業普及指導員と連携し、適切な技術指導を行います。
- ・ 森林経営計画の範囲外で行われる市民による林業活動については、市の単独補助事業により支援します。
- ・ おおさか河内材の生産量の向上を目的に、間伐を行う際は自然的、社会的条件を考慮し、可能な限り、搬出間伐を行うように指導します。
- ・ 航空レーザー計測データを活用し、林業経営体のスマート林業※22 への取組みを支援します。
- ・ 森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（林野庁）等を参考に、生物多様性の保全に配慮した林業経営を指導します。

イ 森林経営管理制度に基づく森林整備

- ・ 上記アで整備されない人工林について、令和2年度に策定された意向調査計画を参考に、森林経営管理制度に基づく意向調査や境界確認、集積計画の策定等を進めます。
- ・ 森林の管理はできるだけ林業経営体に再委託することが効率的であることから、意向調査等を行う際は、大阪府が認定する意欲と能力のある林業経営体に聞取りを行い、より効果的な調査になるように努めます。
- ・ 林業経営体に再委託する場合は、できるだけまとまりのある範囲で設定するか、既存の森林経営計画と隣接した箇所で行うことで、経営の効率化を図ります。またこの際、森林経営計画による計画的な管理を指導します。
- ・ 林業経営体の判断により、自然的、社会的条件により経営が成り立たない森林は、市直営森林整備事業により間伐を行います。この際、森林の公益的機能を高めるため、長期的に間伐を繰り返すことで針広混合林化を目指した施業を行います。
- ・ 本市が実施する森林整備については、J-クレジット制度との関係性に留意しながら、大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度の認証を受け、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発に取り組みます。

ウ 林道事業による基盤整備

- ・ 本市が管理する市内の林道（29路線）について、市民や林業経営体が安全に通行できるよう、林道機能維持管理等業務により、日常的な保守を行います。

※22 スマート林業

スマート林業とは、地理空間情報や ICT などの先端技術を駆使し、作業の生産性や安全性の飛躍的な向上、そして、需要に応じた高度な木材生産を可能とする林業のことです。

- ・日常的な管理に加え、台風等の災害があった際には、パトロールによる安全確認を行います。
- ・また林道橋などの林道施設については、個別施設計画※23にもとづき、定期点検や必要に応じた予防保全型の補修工事等を行い、計画的な管理に努めます。
- ・市が管理しない林道（23路線）については、管理者等からの要望に応じて、原材料の支給や補助金により支援します。

エ 林業の担い手の確保

- ・林業経営体の意向を踏まえ、新規雇用や従業員の育成を支援します。
- ・安定的な林業補助金の確保により、労働力の確保を促進します。
- ・市発注業務について、通年雇用を促進するため、発注時期の平準化を図るよう努めます。

オ シカ害防止対策

- ・大阪府と連携し、定点カメラによる継続的なモニタリング調査を行います。
- ・JA や猟友会と連携し、状況把握や捕獲にかかる体制強化を図ります。
- ・くくりわな等の設置について、支援を行います。

2 おおさか河内材の流通と利用の促進

ア おおさか河内材の利用促進

- ・おおさか河内材の市民による利用を促進するため、おおさか河内材活用支援事業による補助を行います。
- ・事業の周知にあたっては、定住促進に資することから、シティプロモーション部局等と連携し、様々な媒体、方法で幅広くPRを行います。
- ・公共建築物等での利用について、河内長野市木材利用促進庁内連絡会を活用し、他部局におけるおおさか河内材の利用促進を後押しします。
- ・民間事業者におけるおおさか河内材の利用について、公民連携部局と連携しながら、幅広い事業者に対して働きかけを行っていきます。
- ・都市部の自治体について、特に同一の流域でつながる自治体では、森林環境譲与税の趣旨を鑑みて、おおさか河内材の利用につながるよう働きかけていきます。他の自治体に働きかけを行う際は、大阪府や森林事業連携協定を締結する河南町、千早赤阪村と連携を図ります。
- ・本市が実施する木材利用（大阪府内産木材使用分）については、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度の認証を受け、脱炭素社会の実現に向けた普及啓発に取り組みます。

イ おおさか河内材販売促進協議会との連携

- ・おおさか河内材販売促進協議会の活動を支援し、おおさか河内材の利用促進に取り組みます。

※23 個別施設計画

個別施設計画とは、公共施設やインフラを、計画的な維持・修繕・更新によって長寿命化し、トータルコストの縮減と平準化を図るための具体的な方針です。林道では林道橋やトンネル等について作成しています。

- ・おおさか河内材の利用促進にあたっては、協議会員である林業経営体や製材事業者と意見交換を行い、生産者側及び需要者それぞれの意向を踏まえた供給体制の整備に取り組めます。
- ・地域でのおおさか河内材の利用促進を図るため、工務店や家具屋等の需要者と供給者である協議会が連携し、安定的なサプライチェーンが構築されるよう支援します。

3 森林の市民による利用の推進と自然資本の再価値化

ア 岩湧の森等の自然公園施設の保全及び利用促進

- ・岩湧の森の利用促進や満足度の向上を図るため、四季彩館や岩湧の森の管理委託者と連携し、イベントの実施や民間企業との連携などを検討します。
- ・施設利用者の安全を確保するため、歩道等の定期的な安全点検や危険個所の明示、注意喚起を行うとともに、優先度に応じて早急に対処します。
- ・危険木の処理をはじめ、岩湧の森内の森林整備に取り組めます。
- ・倒木による通行止め等があった際には、現地での看板の設置に加え、市ホームページにて利用者への周知を図ります。
- ・森林ボランティアの活動に対する支援を行います。
- ・岩湧の森のさらなる活用を図るため、民間企業と連携し、企業研修の受入や自然体験の提供等について検討を行います。

イ 市民や企業と連携した森づくり活動

- ・アドプトフォレスト制度の新規参入を促進するため、大阪府と連携して企業の誘致に取り組むとともに、活動できる森林の確保に取り組めます。
- ・森林利用の需要に応えるため、幅広い分野の民間企業等とのマッチングに取り組めます。実証実験として、市有林をモデルとして活用するなど幅広く検討を行います。
- ・市民が森づくり活動（森林整備、自然公園施設の保全、地域の木材の利用、クラウドファンディング等）に参加できる機会を創出します。

ウ 森林 ESD 事業による将来世代の育成

- ・市内小学5年生を対象にした森林 ESD 事業により、森林をはじめとした環境課題の解決に取り組む人材の育成を行います。
- ・継続的な教育を行うため、市内中学生を対象にした森林 ESD について検討を行います。
- ・森林 ESD を行う教育者の育成の支援を行います。

エ J-クレジット制度の活用などによる森林の再価値化

- ・連携協定に基づき、J-クレジットの創出・販売にかかる支援を行います。
- ・J-クレジットの対象森林の拡大を目指し、林業経営体への支援や市有林の整備に取り組めます。
- ・J-クレジットによる収益をもとに、森林整備や森林 ESD に取り組めます。
- ・J-クレジットを通じて市内外の様々な企業と連携し、森林の保全や脱炭素につながる取組みを展開します。
- ・水質 AA 類型・生物 A 類型に指定されている石見川をはじめとした本市の水資源の活用に取り組めます。

第5章 計画の実現に向けて

1 推進体制

推進協議会を設立し、プランの進行状況の評価について調査及び審議を図る体制を整えます。

(1) 推進体制

推進協議会を設置します。推進協議会の体制は以下のとおりとします。

森林組合

民間事業体（林業、製材業、森林サービス産業等の森林関連の事業者）

森林所有者

市民団体・NPO 団体

関係行政機関

(2) 任期

2年とします。

(3) 主な議題

実績報告に基づいた考察

年度事業の進行管理

次年度事業に向けた意見交換

2 進行管理

本計画の進捗管理にあたっては、長期的な視点に立ちながら、社会経済情勢や地域ニーズの変化に対応するため、一定の周期で見直しを行うマネジメント（定期レビュー型マネジメント）を実施します。具体的には、各施策について成果指標を設定し、推進協議会にて半期ごとに実施状況と達成度を確認します。進捗の確認にあたっては、実施量だけでなく、施策が地域にもたらした効果や課題についても検証します。

半期ごとのレビューでは、有識者である協議会委員の意見を踏まえながら、指標の達成状況に加え、外部環境や現場の状況を踏まえた要因分析を行い、その結果に基づいて施策の内容や進め方、優先順位の見直しを行います。見直した内容は次期の取組に反映するなど継続的な改善に努め、計画の実効性を高めていきます。

なお、本計画では、施策の実施状況（アウトプット）に加え、成果や効果（アウトカム）を重視し、中長期的な視点で政策効果の最大化を図ります。

3 成果指標

別添成果指標の資料を参照。

第3期かわちながの森林プラン

令和9年4月

河内長野市 都市環境安全局 地域資源循環部
自然資本活用課

TEL 0721-53-1111

FAX 0721-55-1435